

松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和2(2020)年度 活動報告書



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文より】

はじめに

松本市では、平成25（2013）年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、同年7月に、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。相談室では、子どもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援をしています。

各関係機関の皆さまにおかれましては、子どもの権利に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ここに令和2（2020）年度の活動報告をいたします。

令和2年度の相談件数は、実件数205件、延べ件数408件でした。実相談件数は、「こころの鈴」開設以来最多となりました。このことは開設から8年目を迎え、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもたちや保護者のみなさんの身近な相談窓口として浸透してきた結果ではないかとうれしく思っています。

相談内容としては、令和元年に多かった交友関係と教職員の対応に比べると、学習・進路、子育ての悩み、家族関係の悩みが増加しました。このことはコロナ禍で友達と遊べなかったり、家にいる時間が多くなったこと、経済的にも精神的にも余裕がもてず、大人も子どもも不安定さを抱えていることを示しているように思えます。

この様な時だからこそ、すべての子どもたちの悩み、苦しみ、苛立ち、切なさ、つらさ、そして喜び、うれしさ、わくわくに耳を傾け、一人ひとりに寄り添っていきたいと思います。

松本市子どもの権利擁護委員

北川 和彦

平林 優子

石曾根 正勇

も く じ

はじめに

I 松本市子どもの権利擁護委員からのメッセージ…………… 1

II 松本市子どもの権利擁護制度について…………… 7

III 相談状況・調整活動について…………… 1 1

参考資料：平成30年度、令和元年度、令和2年度 相談実績（実件数・延件数）

IV 申立て・自己発意について…………… 3 0

V 広報・啓発活動…………… 3 1

参考資料：携帯カード、依頼文

こころの鈴通信 第18～21号

VI 研修・会議…………… 4 3

VII 松本市子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員からメッセージ…………… 4 5

参考資料 松本市子どもの権利に関する条例
松本市子どもの権利に関する条例施行規則
令和2年度 名簿／事務局

※『松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和2（2020）年度報告書』は、松本市公式ホームページでもご覧いただけます。

【ホームページQRコード】



I 子どもの権利擁護委員からメッセージ

『保護者からの相談、児童福祉法改正など』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

- 1 こころの鈴は、保護者など大人からの相談も子どもに関するものであれば受けています。(今年度の割合は38%でした)。

保護者からの相談は、教職員や学校の対応、家族関係の悩みが多いですが、今年度は話を聞いていくと、親自身や夫婦の問題であることがあって気になりました。

ネグレクトや心理的虐待を含めて家庭内の暴力は増加の一途です。

全国での児童虐待の相談は令和元年度19万4000件(前年比21.2%増)、夫婦間暴力の相談は同2年度19万3000万件(前年比の1.6倍)、このうち子どもの面前での夫婦間暴力は10万9000件でした。

児童虐待の増加は、児童虐待防止法の改正で子どもの前での暴力が心理的虐待とされたことが大きいと思います。面前での両親の葛藤は子どもの足下をゆるがす程の衝撃であり虐待そのものです。

暴力を受けた配偶者は、まず警察や児童相談所に相談しますが、警察は刑事事件を扱うのみですし、児童相談所も夫婦間の問題には立ち入れません。

しかし、こころの鈴では、夫婦間の問題と推察できても、それだけでは電話を切らないようにしています。

保護者自身が、悩みを整理して夫婦の問題であることを自覚し、自身の身の振り方を含め対策を考えるようになれば、子どもの生活が安定するからです。

子どもの専用電話であるチャイルドラインは、何でも話していい、いつ電話を切ってもいい、秘密は守る、名乗らなくていいことをコンセプトにしており、こころの鈴も同じですが、大人を対象にした家族の問題を相談できる同様の窓口が必要だと思います。

- 2 平成28年5月に児童福祉法が改正され、第1条「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その他の福祉を等しく保障される権利を有する。」、第2条「全て国民は、児童の最善の利益が優先して考慮されるように努めなければならない。」、第3条「前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」と規定されました(中略、「児童の権利に関する条約」は子どもの権利条約の政府訳)。

これは我が国が子どもの権利条約を正面から容認した最初です(他に子ども・若者育成支援推進法があります)。政府は、条約の成立後6年間、批准(国内法としての効力を認めること)せず、批准後も条約の実施状況について国連子どもの権利委員会の度重なる是正勧告に耳を傾けず、条約の実施に消極的でした。

子どもの権利条約は世界196の国や地域が批准する子どもに関するグローバルスタンダードです。国は、この条約の精神で全ての子ども施策を見直して欲しいと思います。

3 この児童福祉法改正で気になるのは、第3条が子どもの権利条約の精神を児童福祉の原理としている点です。

子どもの権利条約は総合条約であって、子どもの権利を、0才から18才まで継続して（継続性）、家庭、学校、社会、自治体、国、国際社会と重畳的に（重畳性）、福祉、教育その他の施策や活動を総合的に（総合性）保障するものです（荒巻重人山梨学院大学法科大学院教授）。

この総合性から考えて、条約は教育や学校運営にも適用されなければなりません。この5月、自民党は「こどもまんなか」の視点から、子どもに関する施策を一元的に推進する行政組織として「こども庁」の新設を提唱しましたが、根本的な原理を踏まえた一元化であって欲しいと思います。

こころの鈴には、令和2年度、教員の指導と学校の対応の相談が合わせて延べ69件ありましたが、トラブルの原因は、当の子ども自身の声をしっかり学校側が聴けていないことが多いようです。

いじめや教員の暴力は、教員が気付いていないか見ぬ振りをしていることが多いのですが、当人だけでなく周りの子どもも傷付いていることに気付いて欲しいと思います。

こころの鈴は、子どもの声を聴いて学校に届け、学校の立場を子どもに伝えているだけですが、トラブルの解決にはかなり機能しています。

松本市は令和元年からスクールロイヤーを導入し、5ブロックに一人の弁護士を配置しています。

スクールロイヤーは学校の代理人でなく子どもの権利擁護機関です。何がその子どもにとって必要か考えて行動していただければ、学校が子ども達にとって居心地の良いものになると思います。

『長く続く困難、隠されがちな子どもの姿にもう一度目を向けて』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

新型コロナウイルス感染症との戦いは1年半以上になってしまいました。この感染症のパンデミックは、世界中の子どもたちに（それ以前から弱い苦しい状況に置かれた子どもたちには特に）、身体的（まさに生命に）、精神的、社会的に、スピリチュアルに大きな打撃を与えています。2020年5月国連子どもの権利委員会は、このような状況下にある子どもの権利を守るため、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する声明」を出しました。

以下は、平野裕二さんの邦訳（<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/327.html>）でタイトルのみを掲載しました（一部、追加しています）。

1. 今回のパンデミックが子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面およびレクリエーション面の影響を考慮すること。
 2. 子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること。
 3. オンライン学習が、すでに存在する不平等を悪化させ、また生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないようにすること。
 4. 緊急事態、災害またはロックダウンの期間中、子どもに栄養のある食事が提供されるようにするための即時的措置を起動させること。
 5. 子どもたちへの、保健ケア、水、衛生および出生登録を含む基礎的サービスの提供を維持すること。
 6. 子どもの保護のための中核的サービスを必須サービスに位置づけ、これらのサービスが機能し続け、かつ利用可能とされ続けられるようにするとともに、ロックダウン下で暮らしている子どもたちに対し、専門家による精神保健サービスを提供すること。
- *ここでは制限下に身体的、心理的暴力が生じたり、障害や行動上の問題のある子どもたちが一層困難に陥る可能性も指摘され、家庭訪問でのケアや連絡・通報などの方法を周知することなども挙げられています。
7. パンデミックが引き起こす例外的状況によって、脆弱性がいっそう高まる子どもたちを保護すること。
 8. あらゆる形態で拘禁下に置かれている（*自由を奪われている）子どもたちを、可能な場合には常に解放するとともに、解放することのできない子どもたちに対し、家族との定期的接触を維持するための手段を提供すること。
 9. COVID-19に関連する国の指導および指示に違反したことを理由とする子どもの逮捕または拘禁を行わないようにする。
 10. COVID-19 および感染予防法に関する生活な情報を、子どもにやさしく、かつすべての子どもにとっ

てアクセス可能な言語および形式で普及すること。

11. 今回のパンデミックに関する意思決定プロセスにおいて子どもたちの意見が聴かれかつ考慮される機会を提供すること。

*子どもたちが、起こっていることを理解し、様々な対応のプロセスにおいて、自分も参加しているという感覚をもてるようにすることが大切。

世界に発信されたこの声明は1年以上前のことですが、COVID-19の蔓延に日本中が様々な対応に迫られているときであり、貧困な国や、特に困難な状況下にある日本以外の子どものごときとして受け取られ（確実に、もともと世界で特別な配慮が必要な子どもの状況が悪化しています）、ニュースなどで大きく取り上げられることはありませんでした。しかし、子どもたちの登校が制限され、オンライン教育の整備が十分ではないことから、教育を公平に行う困難さが出現し、待機生活の中で子どもたちの生活や遊びの質の変化などが次第に注目されるようになりました。松本市で2020年11月～12月に実施された小中高生への調査（松本市2021年3月報告）では、学校にいけないことへの驚きとともに、友人と会えない寂しさなどが多くの子どもたちから出されています。また保護者への調査（2021年1月）からも精神面の変化と同時に学習面についても不安が示されていました。COVID-19の感染拡大への対策は、経済的な打撃をもたらし、家族の生活の変化の中で、その関係にきしみが出ていることも示されるようになりました。2020年の警察へのDVの相談や、警察からの児童相談所への虐待通（約9%増）は、過去最多となっています。特に面前DVによる心理的虐待の増加が著しいという結果が示されています。しかも、家庭でのこれらの問題は、外に出る機会の減少でおそらく隠されたケースがより多くあることは想像に難くありません。「こころの鈴」の相談の中でも、これはCOVID-19の影響ではないかと思われるようなケースも散見されました。1年以上経過した現在、様々な裏付けから、学校の登校制限はなくなり（予防対策に多くの時間を割いている先生方のご努力があってこそと思います）、松本市ではモバイルを全員に配布されて教育の機会を確保されています。それでもそれを自由に使える個々の環境の問題がまだあるのです。松本市で行った調査の中でも、感染対策のルールを守らない大人の姿にやりきれない気持ちを表現する意見が多くありましたが、長い感染対策に、「いろいろ対策をしてもどうせそんなにかわらないと思うし」と、繁華街にでていく若者のインタビューが毎日放送されるのを見て、子どもたちは、近い年齢の大人の姿をどう思うんだろうかと考えたりします。

現在、病院や施設では面会が許されなくなり、COVID-19感染以外の入院でも家族の看取りの場すら確保できなくなるという状況にもなりました。入院している子どもや、施設で生活する子どもたちは（もともと自由が制限されている子どもです）、心のよりどころである家族の面会が禁止されたり、時間制限が出たり、病棟外に出ることができず、教育の機会も制限されています。「精神的な症状の出現・増加」、「日常生活や行動のみだれ」「身体的な症状の増加」（2020年日本小児看護学会調査）などの影響が出ています。COVID-19への不安から、様々な変化があると「コロナのせいなの？」と頻繁に質問する子どもの姿も報告されています。

長く続く困難。見えない子どもの姿をちゃんと見なければと思う毎日です。

『日本自動車連盟（JAF）の調査から考えさせられること』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

コロナ禍で先の見通しがもてない状況となってから、もう 1 年以上がたちました。大人も子どもも常にストレスを抱え、相手のことを考えることがなかなか難しくなっています。感染者や医療従事者および関係者への差別的な言動、誹謗・中傷、はてはコロナ警察といわれるような言動など、相手のことを考えない自己中心的な部分が目立つようになってきました。県外ナンバーの車の後ろに「松本市在住です」というステッカー等が貼ってあるのを見ると安心する反面、そう思う自分に情けなくなったり、そこまでしなくても・・・と思ったりもします。

こころの鈴への相談をみても、普段は学校や会社などで別々にいる家族が、自粛生活により一緒にいる時間が増えたことでストレスがたまり、「父母が怒りっぽくなった」「物事に対して神経過敏になってきた」など、心身が成長する大事な時期にある子どもたちにとって、心配な状況が続いています。

興味深い調査結果があります。横断歩道で歩行者が渡ろうとしている場面で、車が一時停止する割合が、長野県が 72.4%で全国第 1 位だそうです。日本自動車連盟（JAF）が、毎年行っている「歩行者のいる信号機のない横断歩道での車の一時停止率」の調査（2020 年）で、2016 年の調査開始当初から 5 年連続全国第 1 位というのですから、長野県民としては嬉しい限りです。しかも、第 2 位は 57.1%、全国平均は 21.3%というのですから、ぶっちぎりの 1 位です。初年度は、全国が 7.6%なのに比べて長野県が 48.3%と突出していたので、JAF が調査しなおしたというエピソードがあるくらいですが、長野県警として、独自のことをしているわけではないとのこと。要因ははっきりしておらず、長野県民のボランティア活動に参加する割合が高いことと考え合わせて、県民性からくるのではないかなどといわれているようです。

運転する側にとっては、「交通弱者を守るルールだから」ということはありますが、一時停止をすることによる心地よさの好循環といったようなものもあるのではないかと思います。私も、急いでいる時や後続車が迫っている時以外は、渡ろうとしている人を見るとほとんど一時停止をします。そのときに、渡りながら会釈などされると「止まってよかった」と心地よい気持ちになります。子どもが「ありがとうございます」とお礼を言ってくれたりすればなおさらです。この心地よさが、次に一時停止するエネルギーにもなっているのではないかと思います。また、第三者としてそうした光景を見ている時も温かい気持ちになり、同じ行動への意欲づけにもなっていくと思われまます。

一方、子どもたちは、横断歩道で渡ろうとして手を上げると車が止まってくれ、父母と一緒に車に乗っているときに横断歩道で一時停止するのをごく当たり前のように体験して成長していきます。そうした経験が、大人になって運転する側になったときにも、歩行者を見て一時停止をすることの一因にもなっていくのではないかと思います。

似たような例をもう一つ。車を運転していて、脇道から大きな通りに入ろうとしても、ひっきりなしに車が通ってなかなか入れないことがよくあります。通勤時間帯や休日などの渋滞時はとくに大変です。そんなときに、思いがけず車が止まって入れてもらった時など、相手の運転手が神様のように思えます。その日は、自分でも細い通りから入ろうとする車を入れようとする思いやりの気持ちが自然に湧いてきます。これも、心地よさの好循環につながっていくものです。

JAF の調査についての長野県の特異性ははっきりしていませんが、私たちの行動が環境に大きく左右され、望ましい環境の中にいると、多くの人が自ずと望ましい行動をするようになっていくということは確かだと思います。

ゴールデンウィークに、東京にいる姪からの電話のなかで「こっちの人たちの家は、信州のように部屋がたくさんあるとは限らないよ。親子が家の中にいつも一緒にいるって大変なことだよ。休みの日くらいは外に出たくなるのも無理ないと思うよ」という話がでました。まるで、いつも私が、若者の人出が一向に減らないと言っているのを聞いているかのようです。長い自粛生活のせいか、自分の意に沿わない他人の言動を批判することが身について、相手のおかれている状況や気持ちに思いを馳せることがなくなり、その分、生活がギスギスして潤いがなくなってしまったように思います。

子どもたちにとっての身近な環境は、家庭であり社会です。コロナ禍の大変な時期だからこそ、相手のことを思いやる姿を子どもたちに見せられるように、気持ちを新たにしていかなければ、と思います。

こころの鈴も、引き続き、ストレスがたまったときの話し相手になったり、自分だけでは解決できない時の相談相手になったりと、子どもにとって最善の利益を第一にしてサポートをしていきたいと思います。

Ⅱ 松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです（条例第1条）。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができると約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）を設置しました（条例第15条、第16条）。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し（条例施行規則第12条）、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

(1) 職務（条例第17条）

- 子どもの権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- 子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

(2) 公表（条例第18条）

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

(3) 尊重（条例第19条）

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

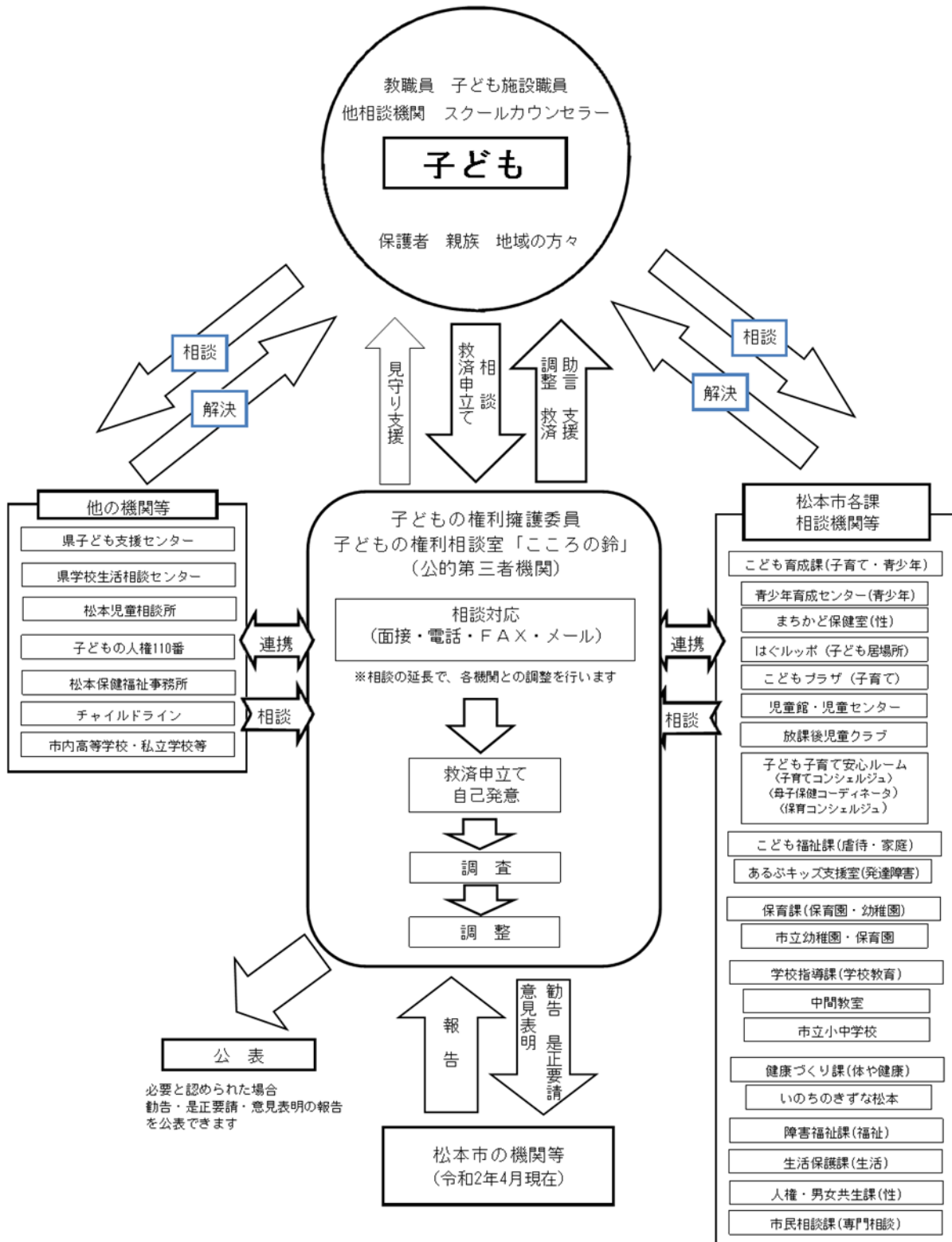
(4) 勧告などの尊重（条例第20条）

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任を妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（問題解決）、関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 談 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● F A X 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





松本市役所大手事務所
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口



松本市役所大手事務所2階
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口

Ⅲ 相談状況・調整活動について

平成28年度から令和2年度までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

令和2年度の相談受付は、実件数*1 205件、延べ件数*2 408件でした（表1・図1）。令和2年度は前年度に比べて、実件数が29件増え、延べ件数が65件減りました。実件数の増加は、児童センター等での相談件数の増加が要因です（p. 31表11参照）。

年度	相談件数			
	実件数			延べ件数
	新規	昨年度継続	計	
平成28(2016)	146	9	155	375
平成29(2017)	113	22	135	395
平成30(2018)	143	18	161	695
令和元(2019)	154	22	176	473
令和2(2020)	190	15	205	408

表1：平成28～令和2年度 年度別相談件数

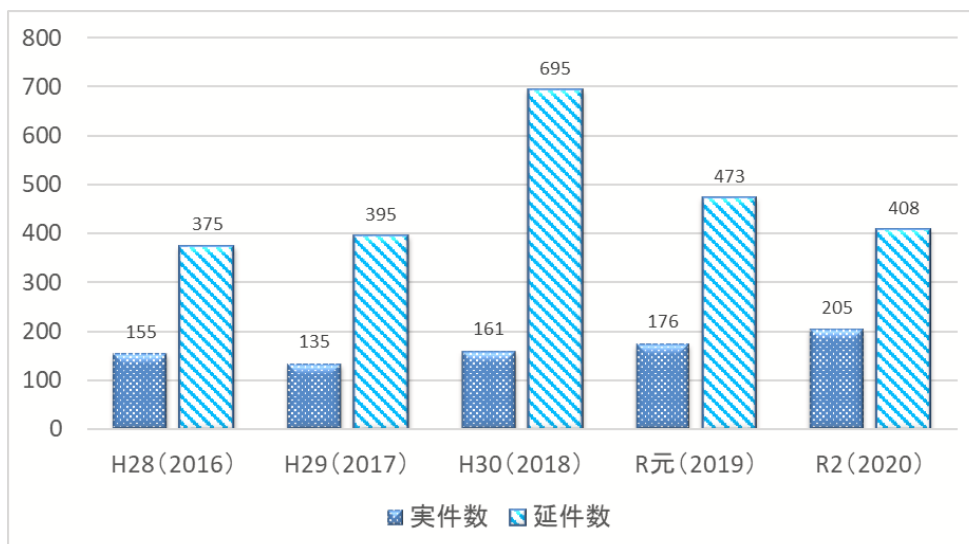


図1：平成28～令和2年度 年度別相談件数

*1 実件数…1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

*2 延べ件数…相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延べ4件と数えます。

2 月別相談件数

令和2年度の相談件数は、実件数、延べ件数とも4月、5月が前年度より減少しており、休校中の期間と一致しています。また、6月の実・延べ件数、7月の実件数は前年度より増えています。(図2)

9月から2月にかけて実相談件数が増加しているのは、この時期、児童センター等への訪問相談を行っているためです。(p. 31表11参照)

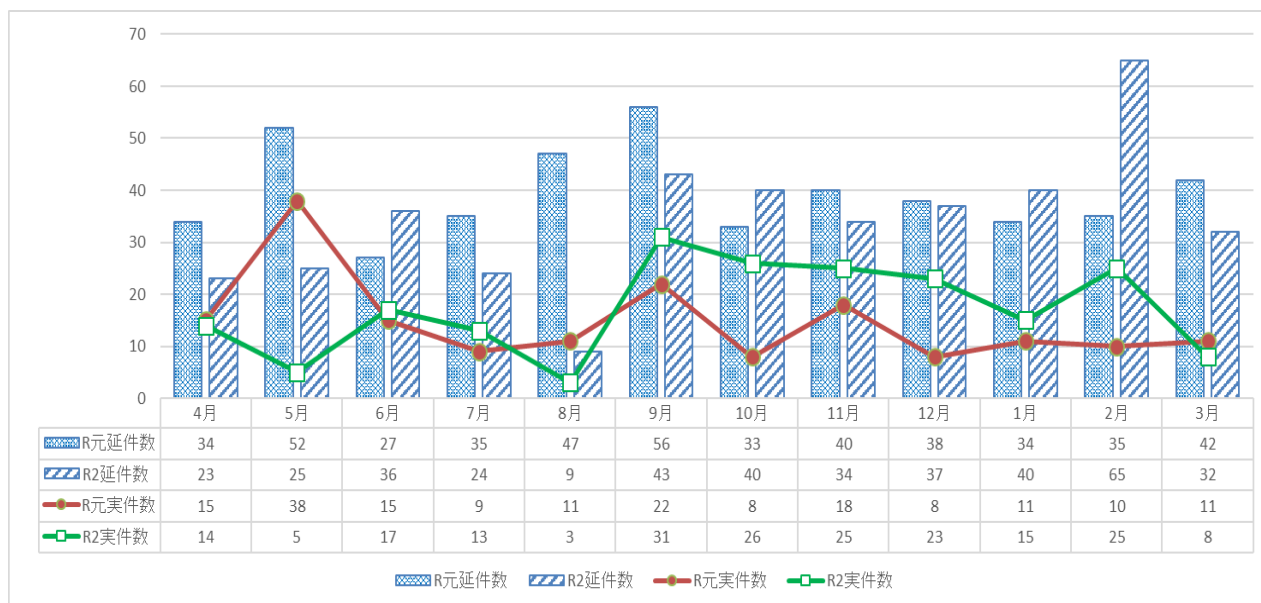


図2：令和元年度・令和2年度 月別相談件数（実件数・延べ件数）

参考 令和元年度・令和2年度の学校別等児童生徒数

年度	幼児(5歳以下)	小学生	中学生	高校生	合計
令和元年度	11,700	13,154	7,241	9,677	41,772
令和2年度	11,441	12,949	6,839	9,662	40,891

※幼児（5歳以下）は松本市公式ホームページ「年齢別男女別人口と構成比」（令和2年5月1日現在）から

※小中高校児童生徒数は長野県教育要覧（令和2年5月1日現在）から

3 相談者

(1) 初回相談者数

令和2年度の相談実件数（205件）に対しての初回相談者数*3は222人で、令和元年度の193人に比べて29人増加しています（表2・図3）。

特に、小中学生・高校生を合わせた子ども本人からの初回相談件数が、全体の62%を占め、令和元年度の53%から大きく増えました。これには児童館・児童センター等を10館14回訪問し、81件87人の相談があったためと思われます。（p.31表1.1参照）

大人では父親が3人減少、母親が10人増加、その他（その他家族や学校関係者など）が13人減っています。

年度	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
令和元年度	63	12	26	10	49	6	24	3	193
令和2年度	110	11	15	7	59	7	3	10	222

表2：令和元年度・令和2年度 初回相談者数（人）

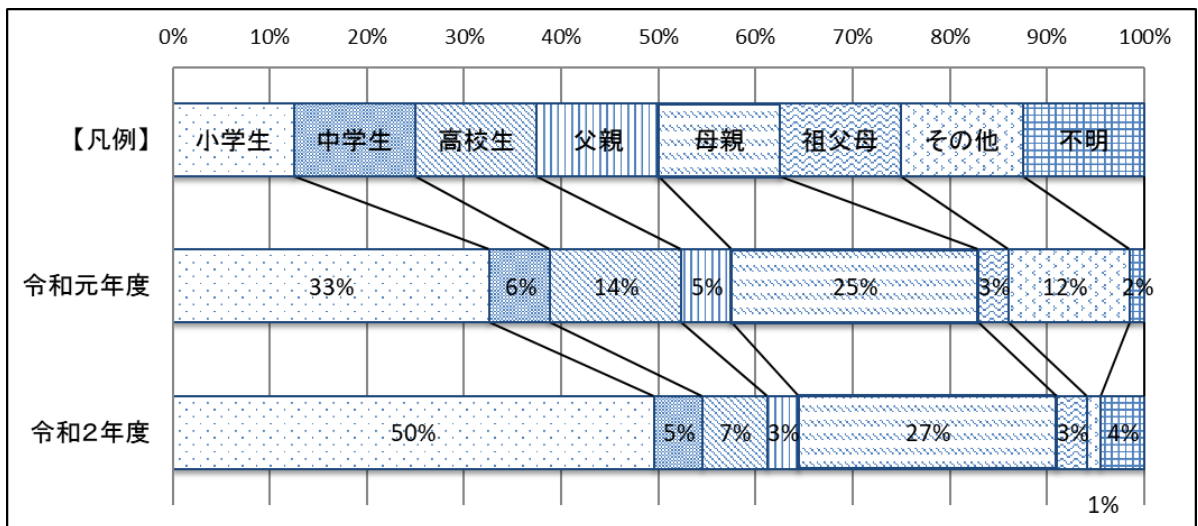


図3：令和元年度・令和2年度 初回相談者の割合

*3 初回相談者数… 初めて相談をした人数です。相談実件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

(2) 延べ相談者数

令和2年度延べ相談件数（408件）に対して延べ相談者数*4は440人でした。令和元年度に比べ延べ相談者数は85人減りました（表3・図4）。

これは相談回数が多い相談者が18歳を超え青少年相談へ移行したためです。

また、小中学生・高校生を合わせた子ども本人からの延べ相談件数が全体の55%を占め、令和元年度の57%とほぼ同じ割合でした。

大人では、父親は7人増加し、母親は26人減少、その他（その他家族や学校関係者など）も15人減少しました。

年度	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他	不明	計
令和元年度	117	67	113	22	154	10	37	5	525
令和2年度	132	29	85	29	128	7	3	27	440

表3：令和元年度・令和2年度 延べ相談者数(人)

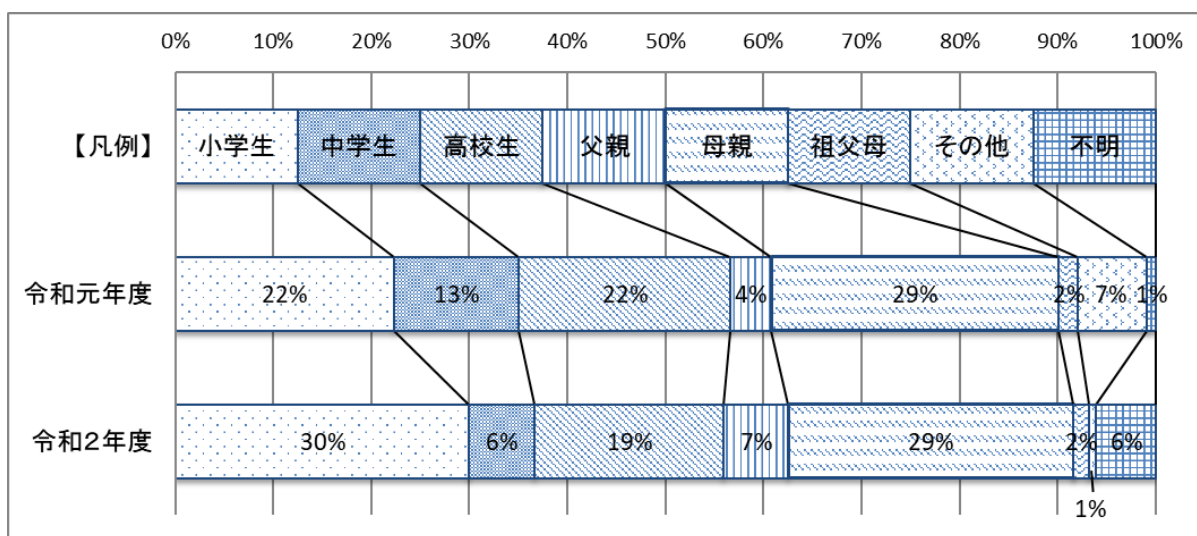


図4：令和元年度・令和2年度 延べ相談者の割合

*4 相談者数… 実際に相談をした人数です。相談延べ件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。子どもは小学生・中学生・高校生に分類しています。

4 相談対象者

(1) 初回相談対象者

令和2年度の相談実件数（205件）に対する初回相談対象者*5は、小学生が142人で一番多く、続いて中学生27人、高校生21人となっています。未就学児は6人です。

（表4・図5）

令和2年度は小学生が49人増え、中学生が2人と高校生が13人減っています。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和元年度	6	93	29	34	8	6	176
令和2年度	6	142	27	21	2	10	208

表4：令和元年度・令和2年度 初回相談対象者（人）

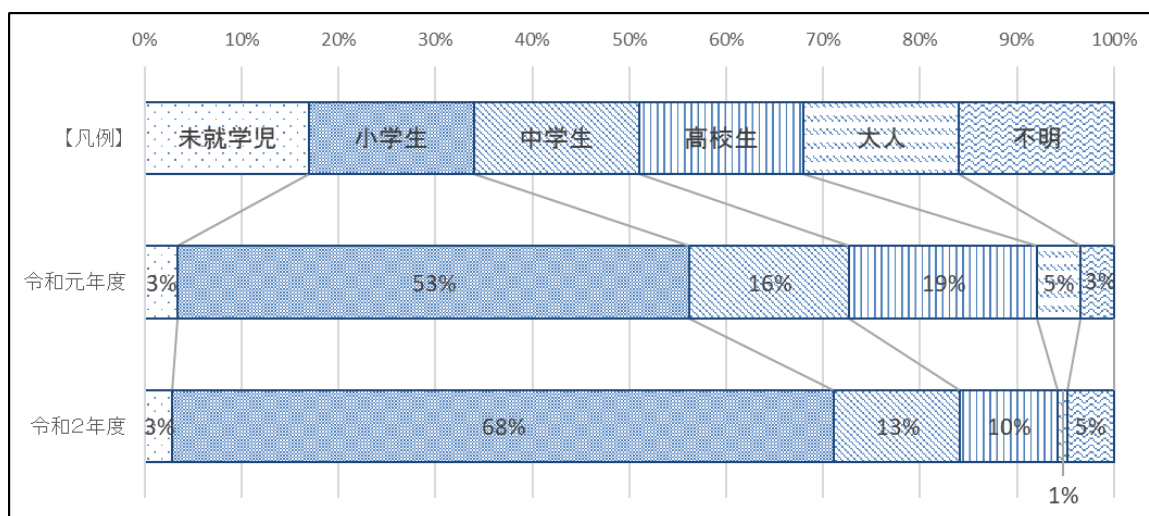


図5：令和元年度・令和2年度 初回相談対象者の割合

*5 相談対象者 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象者です。

相談件数と数値が異なるのは、1回の相談で複数の子どもなどの相談があるためです。

(2) 延べ相談対象者

令和2年度の相談延べ件数（408件）に対する相談対象者*6は、小学生が188人で一番多く、続いて高校生113人、中学生81人となっています（表5・図6）。未就学児は9人で、未就学の子どもの保護者等への周知が課題です。

令和元年度と比較すると、全般的に減少しています。小学生が10人減、中学生が34人減、高校生が16人減となっています。高校生については、相談回数の多い相談者が青少年相談へ移行したためです。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和元年度	11	198	115	129	12	8	473
令和2年度	9	188	81	113	2	20	413

表5：令和元年度・令和2年度 延べ相談対象者（人）

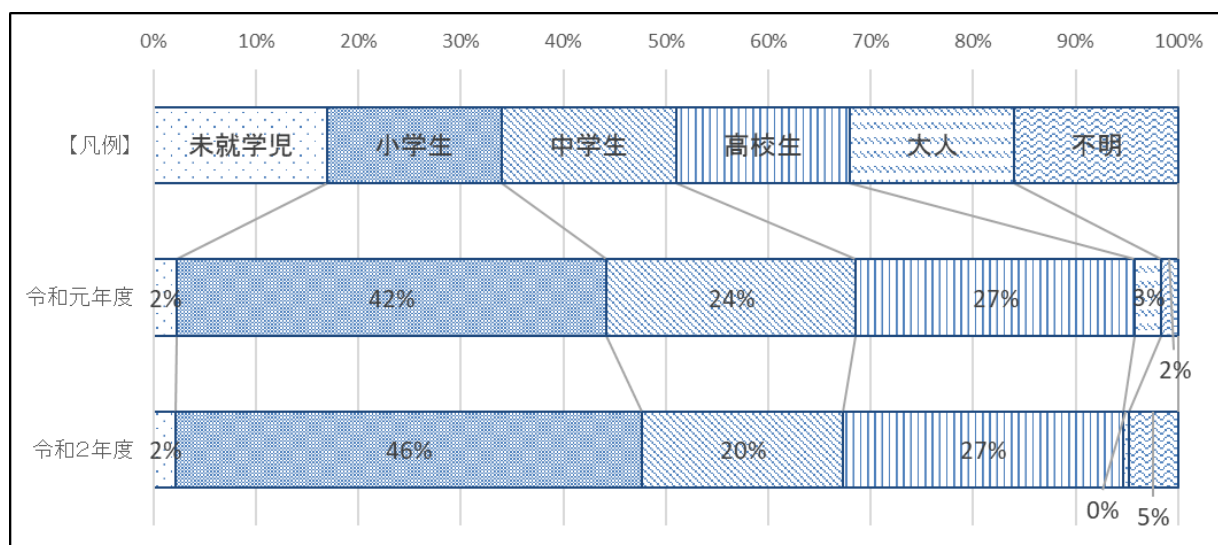


図6：令和元年度・令和2年度 延べ相談対象者の割合

*6 相談対象者 … 相談対象者の子どもは未就学児・小学生・中学生・高校生に分類しています。子どもは概ね本人が相談対象です。

相談件数と数値が異なるのは、1回の相談で複数の子どもの相談があるためです。

5 相談内容

(1) 初回相談内容

相談実件数 205 件に対して、交友関係が 50 件と昨年度同様一番多く、続いて家族関係の悩み 28 件、心身の悩み 22 件、学習・進路 22 件となっています（図 7）。

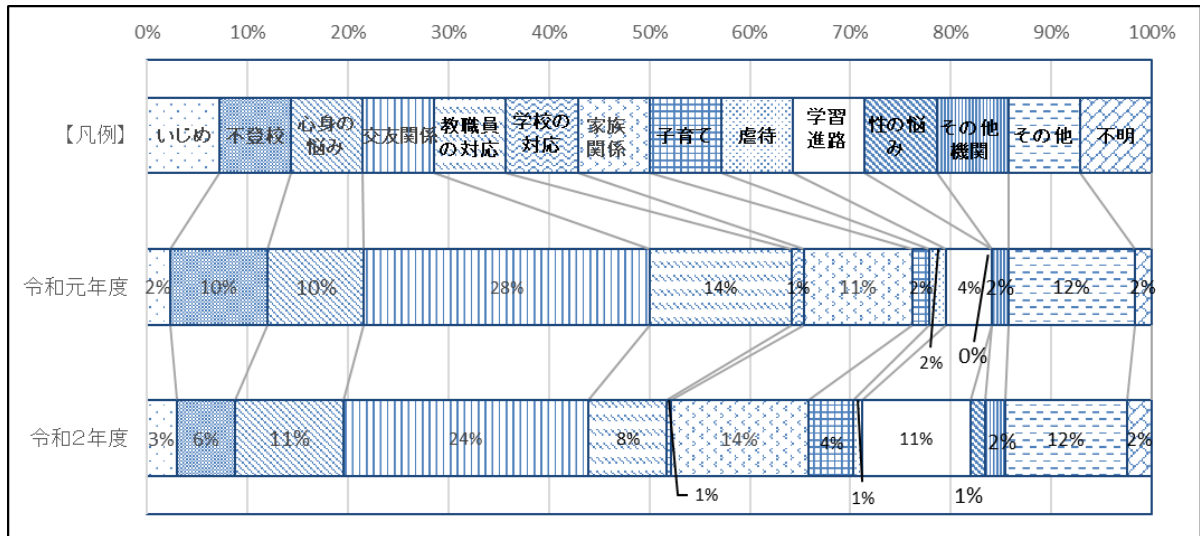


図 7：令和元年度・令和2年度 初回相談内容の割合

相談実件数 205 件に対して子どもの相談内容は、交友関係が 40 件で一番多く、続いて学習・進路とその他が 21 件、家族関係の悩みが 18 件となっています。

大人は心身の悩みが 12 件、教職員の指導・対応が 11 件で、続いて不登校、交友関係、家族関係の悩みが 10 件となっています（図 8）。

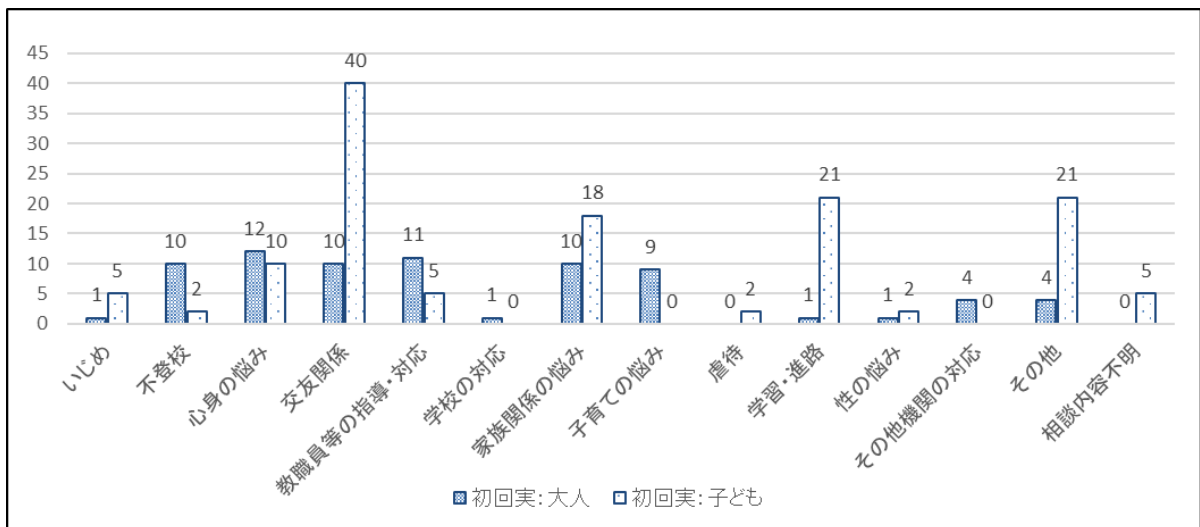


図 8：令和2年度大人・子ども別初回相談内容（件）

(2) 延べ相談内容

相談延べ件数408件に対して相談内容は、心身の悩みが88件（22％）と一番多く、続いて、交友関係が68件（17％）、教職員の対応が67件（16％）となっています。

年度比較では、令和元年度で最多の交友関係108件（23％）が68件（17％）に減り、心身の悩みが77件（16％）から88件（22％）に増えています（図9）。

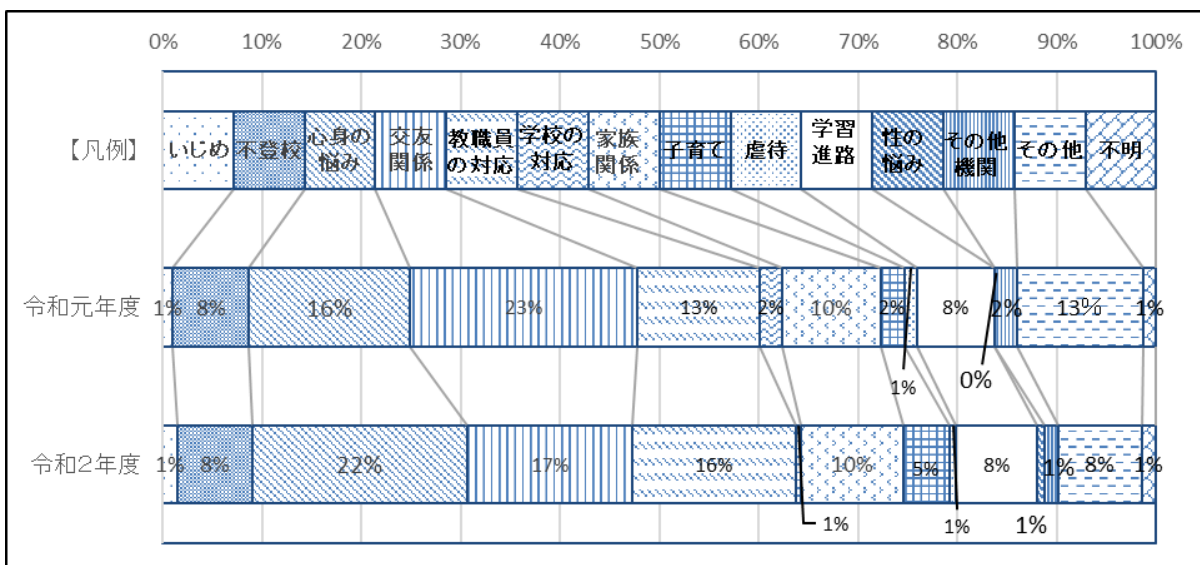


図9：令和元年度・令和2年度 延べ相談内容の割合

相談延べ件数408件に対して子どもの相談内容は、心身の悩みが80件で一番多く、続いて交友関係が58件、学習・進路29件、その他28件、家族関係の悩み24件となっています。

大人は教職員等の指導・対応が44件、不登校25件、子育ての悩み19件、家族関係の悩み18件となっています（図10）。

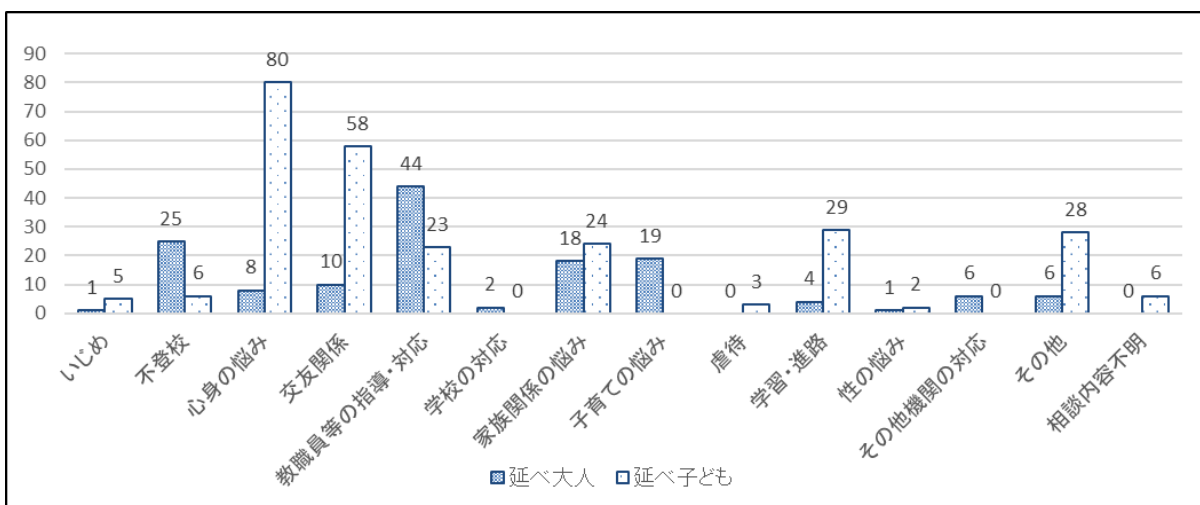


図10：令和2年度大人・子ども別延べ相談内容（件）

(3) 前年度比較相談内容詳細（数値は延べ件数）

ア いじめ（令和元年 5 件／令和 2 年 6 件）

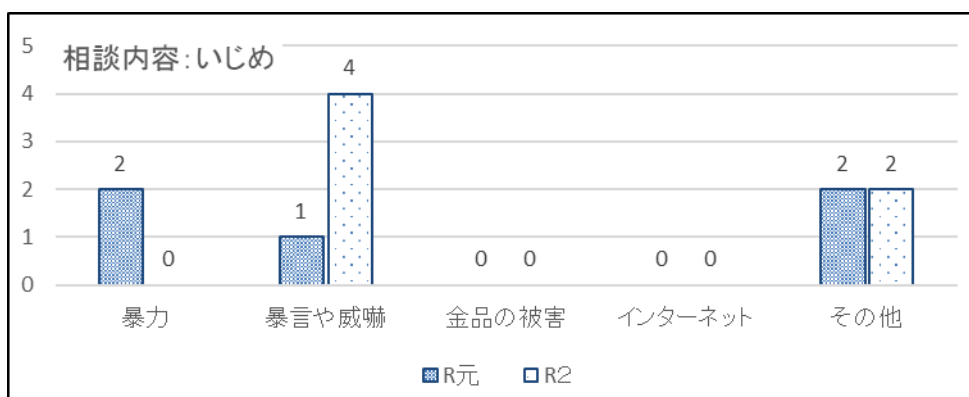


図 1 1 : 相談内容 いじめ 詳細 (件)

イ 不登校（令和元年 36 件／令和 2 年 31 件）

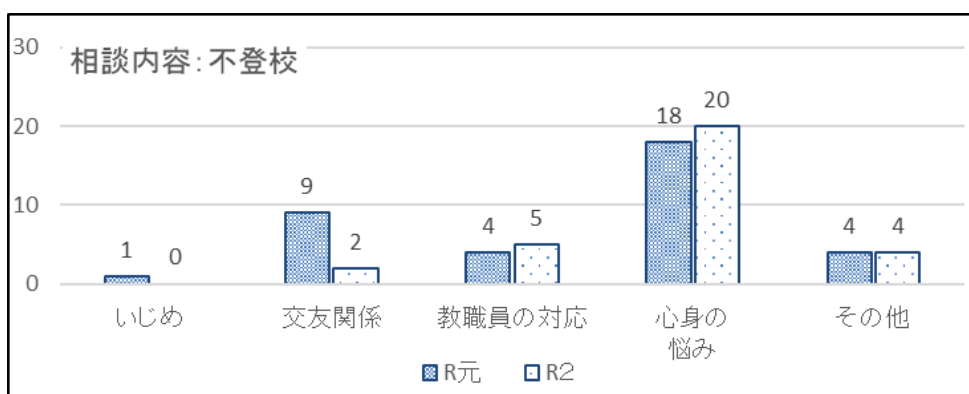


図 1 2 : 相談内容 不登校 詳細 (件)

ウ 教職員の指導・対応（令和元年 58 件／令和 2 年 67 件）

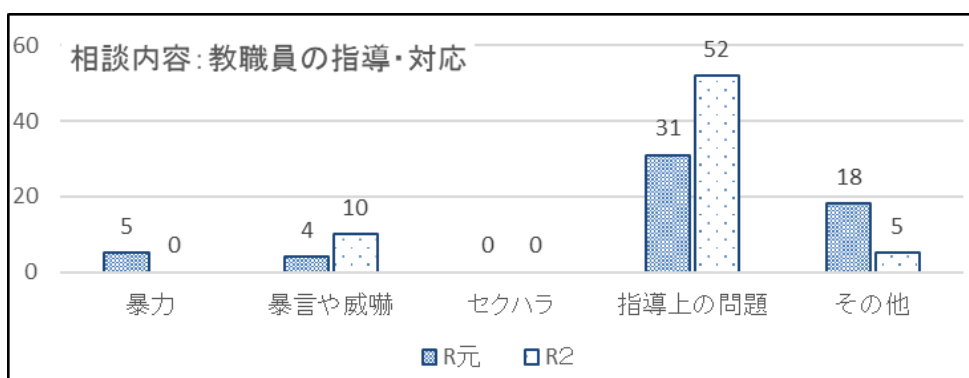


図 1 3 : 相談内容 教職員の指導・対応 詳細 (件)

エ 学校の対応（令和元年 11件／令和2年 2件）

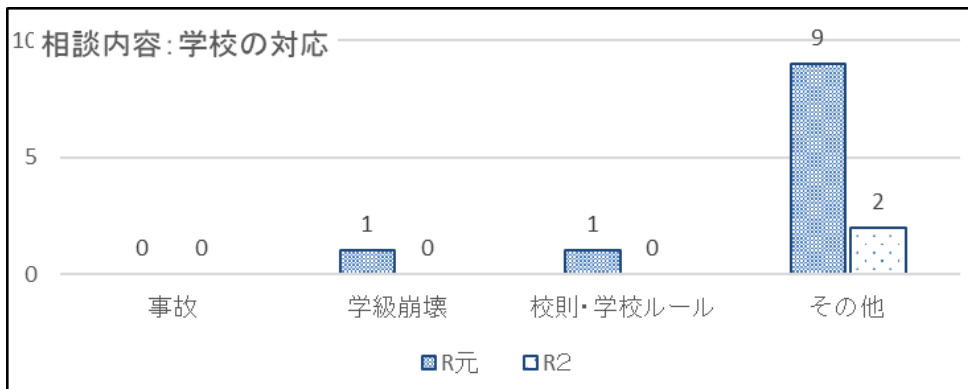


図14：相談内容 学校の対応 詳細（件）

オ その他機関の対応（令和元年 11件／令和2年 6件）

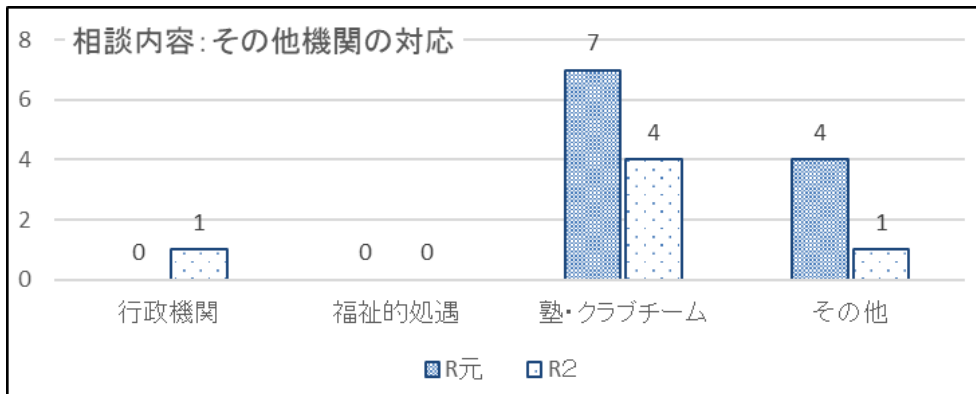


図15：相談内容 その他機関の対応 詳細（件）

カ その他（令和元年 60件／令和2年 34件）

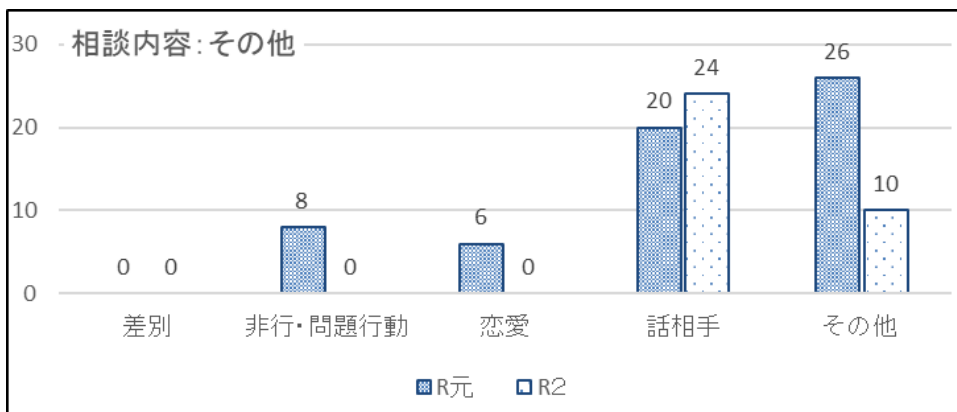


図16：相談内容 その他 詳細（件）

6 相談回数

令和2年度は継続して相談する回数が平均2.0回で、令和元年度の平均2.7回から減少しています。令和元年度は60回以上の相談者もいたため平均回数が多かったものです。

相談実件数205件のうち、1回の相談で終了しているのは154件で、内訳は、子ども104件(68%)、大人44件(29%)、不明6件です(表6・図17)。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加する傾向です。

相談回数が多かったのは、高校生53回、中学生(保護者を含む)が44回で、長期的な相談となっています。

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	12回	13回以上	合計
子ども	小学生	87	12	2	1	0	0	0	0	0	0	102
	中学生	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	高校生	10	1	1	0	0	0	0	0	0	2	14
大人	父親	1	5	1	0	0	0	0	0	1	0	8
	母親	33	12	2	0	0	1	1	1	0	1	51
	祖父母	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
	その他	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
不明		6	2	2	0	1	0	0	1	0	0	12
合計		154	33	8	1	1	1	1	2	1	3	205

表6：相談実件数における継続数（件）

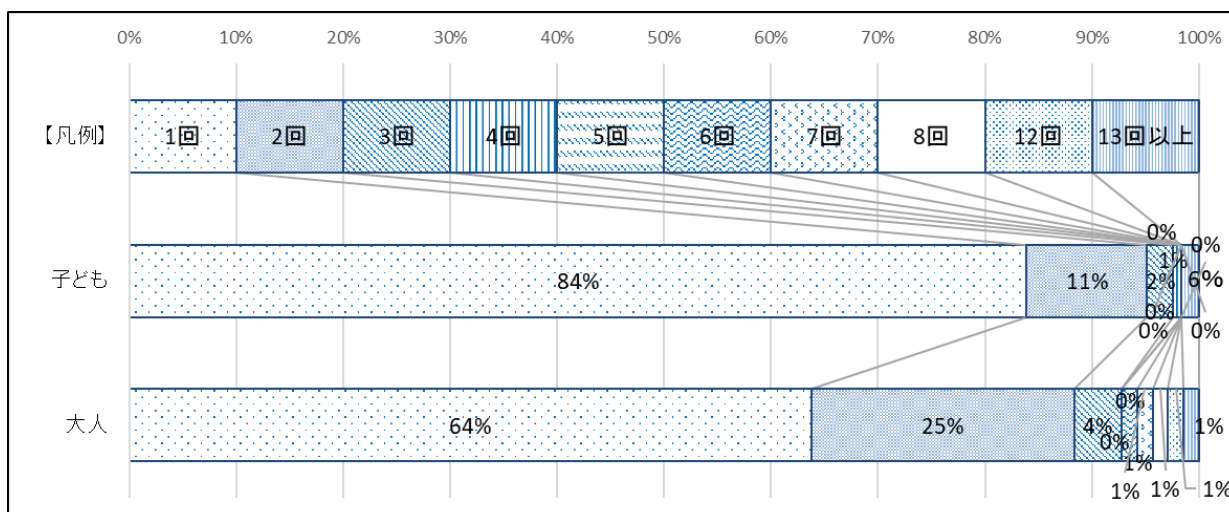


図17：相談実件数における継続数の割合

7 相談方法

(1) 初回相談方法

令和2年度の実相談件数205件における初回相談方法は、電話112件（55%）、面談80件（39%）、メール13件（6%）です（図18）。

例年、初回相談は電話が多く、それ以降は面談での相談になっていますが、令和2年度は初回からの面談が多くありました。

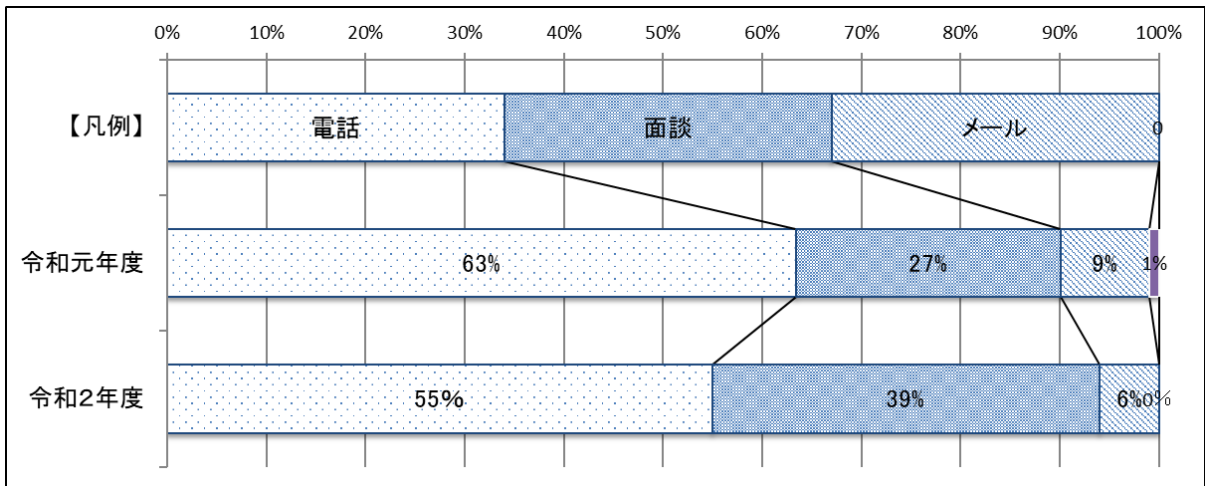


図18：実相談件数における初回相談方法の割合

(2) 延べ相談方法

令和2年度の延べ相談件数408件における相談方法は、電話256件（63%）、面談104件（25%）、メール48件（12%）です（図19）。

前年度比では、面談の割合が増加しています。

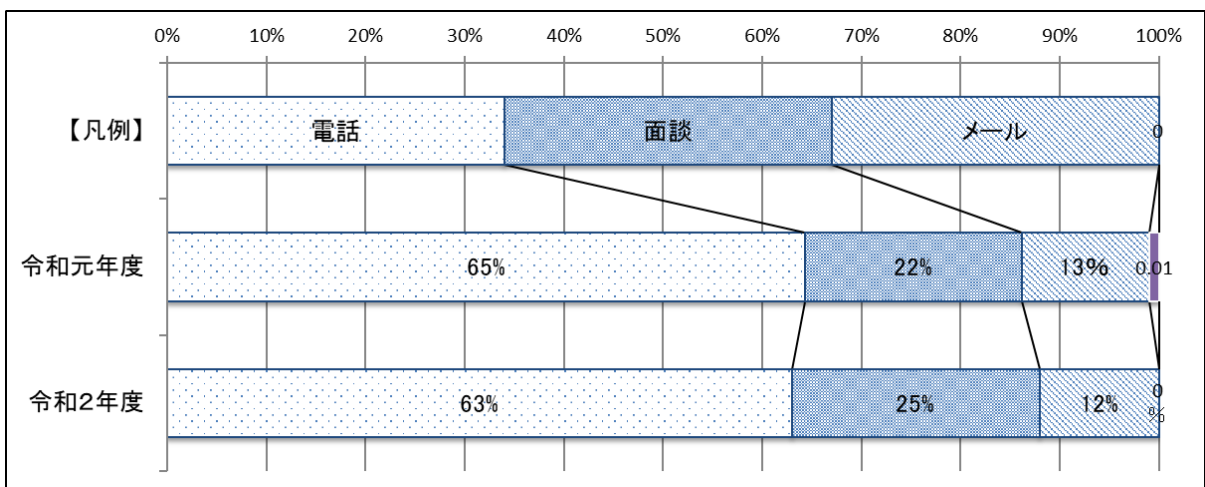


図19：実相談件数における初回相談方法の割合

8 時間帯別、曜日別（延べ件数）

(1) 時間帯別

午後4時台(16:00～)が76件(19%)、午後1時台(13:00～)が74件(18%)で、相談の多い時間帯となっています(図20)。

金曜日の午後6時台(18:00～)は2件(0.5%)、午後7時台(19:00～)は6件(1.5%)と少ないので、金曜日にこの時間帯が利用できることを周知する必要があります。

また、開設時間外(金曜日20:00～とその他の曜日18:00～)が80件(20%)です。時間外80件のうち25件はメールです。

(2) 子どもの時間帯別

子どもの延べ相談246件における時間帯は、午後4時台(16:00～)が61件(25%)、午後1時台(13:00～)が48件(19%)が多い傾向です(図21)。

また、その他(開設時間外)が42件(17%)です。

(3) 曜日別相談状況

相談曜日で水曜日が117件(29%)と多いのは、児童センターへの訪問相談が水曜日に多かったためです。

また、午後8時まで開設している金曜日が79件(19%)と次いでいます。続いて木曜日66件(16%)、火曜日65件(16%)となっています(図22)。

土曜日が32件(8%)と一番少なく、例年、土曜日開設の周知が課題となっています。

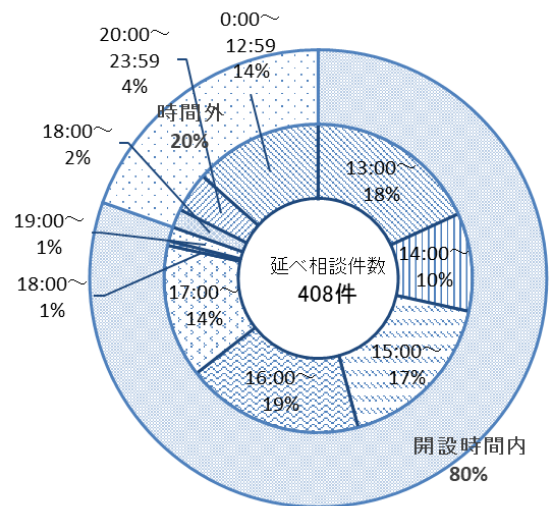


図20：相談延べ件数における相談時間帯

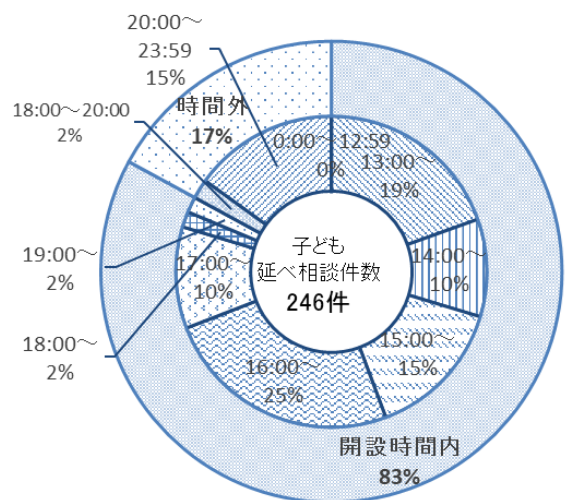


図21：子どもの相談延べ件数における相談時間帯

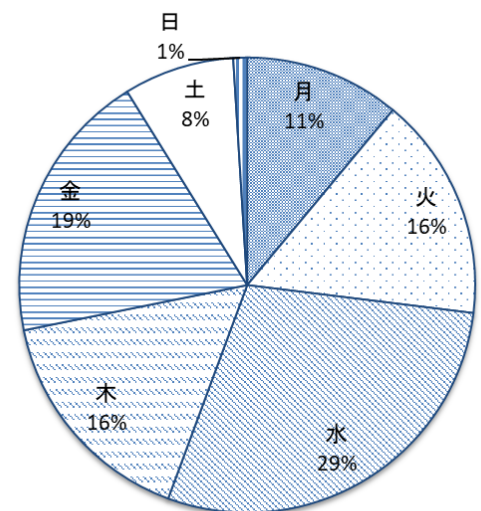


図22：相談延べ件数における曜日別

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。その後、子どもに関わる各機関に事実確認をしたり、専門性を生かした対応の依頼をするなど、問題解決のための調整をして関係の修復を図ります。

(1) 令和2年度の連携・調整状況

令和2年度は28案件について延べ55回実施しました（表7）。

令和元年度は23案件について延べ56回行いましたので、昨年度に比べ調整案件は増えましたが調整回数は減りました。

相談内容	連携・調整先										合計
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者		
いじめ	0										0
不登校	2					2					2
心身の悩み	4					5	1				6
交友関係	1					1					1
教職員の指導・対応	4	4	12			6	1				23
家族関係の悩み	8	2				8		3			13
子育ての悩み	3					2	1				3
虐待	3					4					4
その他	3					1			2		3
合計	28	6	12	0	0	7	23	2	5	0	55

表7：相談内容別 連携・調整先と回数

以下の表8は、相談から連携・調整になった28件から抜粋した4件です。個人や調整先が特定できないよう一部内容を変更して記載しています。

No.	相談対象	相談内容	相談・調整 概要	考察
1	中学生	教職員の指導・対応	<p>教職員の指導方法により、登校が難しくなったと訴えてきた事例。母親の相談から本人への相談に繋がった。本人から聞き取りをし、思いを学校指導課、学校へ伝え、学校に対しては要請書を提出した。</p> <p>本人が相談室登校を徐々に開始した頃、数回の傾聴が本人の登校支援になった。本人と家族、教職員の努力により、R3年4月現在、クラスに戻り毎日登校している。</p>	<p>学校指導課、学校の協力が得られたことが本人の回復につながった。こころの鈴の継続的傾聴も重要であったと思われるが、教職員が登校時に本人としっかり向き合う支援が功を奏した。</p>
2	小学生	家族関係の悩み	<p>親子関係の悩みであったが、親がコロナ禍で心身に不調をきたしていることが疑われた。親の理不尽な言動により相談者が感じている不信感、怒りなどを傾聴し、こども福祉課から応援してもらうことを助言。本人の了承が得られたので、こども福祉課に対応をお願いした。</p> <p>後日確認をしたところ、親の状況も改善し、子ども本人はこころの鈴の傾聴によって気持ちが前向きになれたことを確認した。</p>	<p>コロナ禍で、親が心身の不調をきたし、子に影響していると思われる事例はいくつかあったが、そのなかの一つ。子どもが相談してくれたことがよかった。相談できず苦労している子どもも多数いるのではと推察された。</p>
3	小学生	虐待	<p>相談者が友人の支援を受けて相談してくれた事例。虐待が疑われ、本人に大人の援助を受け入れてもらうよう納得してもらいこども福祉課の支援に繋がった。</p>	<p>虐待が疑われたが、こども福祉課へつなげる同意を子ども本人から得るのに難儀した。電話という手段で子どもとの信頼関係を築くのに傾聴のスキルアップが重要である。</p>
4	小学生	交友関係	<p>児童センター訪問の際、本人から相談を受ける。下校時に友達から暴言、暴力をうけた。本人が辛さを担任に伝えたことで、担任がすぐに対応してくれた。</p>	<p>本人の辛さを教師に伝えることの重要性を助言。本人の行動によって教師に思いが伝わった。その後良い交友関係が生まれ、教師への信頼も増した。こころの鈴に話を聞いてもらうことにより、本人の心の解放に繋がった。</p>

表8：調整事例の概要



参考資料：平成30年度、令和元年度、2年度 相談実績（実件数・延件数）

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績（実件数）
平成30年度、令和元年度、令和2年度

（令和3年3月31日 現在）

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	実件数	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
	延件数	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695
R1	実件数	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
	延件数	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473
R2	実件数	14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
	延件数	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	小学生	1	7	3	1	1	6	2	2	6	5	2	0	36
	中学生	0	3	2	1	0	2	2	0	2	0	0	3	15
	高校生	1	8	1	0	3	1	0	0	0	2	0	2	18
	大人	17	8	10	3	9	12	10	5	6	10	3	6	99
	不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	6
	計	19	27	16	5	13	21	14	7	14	18	7	13	174
R1	小学生	3	24	4	0	8	3	0	6	0	4	0	11	63
	中学生	3	1	2	1	0	1	0	1	0	1	2	0	12
	高校生	3	9	1	0	2	2	1	0	2	2	4	0	26
	大人	7	9	10	6	5	15	6	13	6	4	6	0	87
	不明	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	0	5
	計	16	44	17	9	15	22	8	20	8	11	12	11	193
R2	小学生	3	0	8	5	0	22	22	20	17	5	6	2	110
	中学生	1	1	0	2	0	1	0	1	0	0	1	4	11
	高校生	2	1	0	1	0	0	2	0	2	3	4	0	15
	大人	7	3	10	5	3	8	5	6	4	6	15	4	76
	不明	2	0	1	2	0	1	0	3	0	1	0	0	10
	計	15	5	19	15	3	32	29	30	23	15	26	10	222

■ 相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	電話	12	23	13	4	10	13	11	5	12	14	3	9	129
	電子メール	1	3	1	0	3	1	0	1	1	1	2	2	16
	面談	4	1	1	0	0	4	1	0	1	2	1	1	16
	計	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
R1	電話	13	20	11	6	5	17	6	7	6	10	6	5	112
	電子メール	2	1	0	3	2	2	2	0	1	0	3	0	16
	面談	0	16	4	0	4	3	0	11	1	1	1	6	47
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176	
R2	電話	12	5	15	12	3	7	7	6	8	10	22	5	112
	電子メール	2	0	2	2	0	1	0	3	0	2	1	0	13
	面談	0	0	0	0	0	22	19	16	15	3	2	3	80
	計	14	5	17	14	3	30	26	25	23	15	25	8	205

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	いじめ	0	0	0	0	0	2	0	3	0	2	0	0	7
	不登校	0	1	4	1	3	1	2	0	1	1	0	3	17
	心身の悩み	5	6	0	1	2	0	2	0	1	5	1	1	24
	交友関係	1	6	1	1	4	3	0	3	3	4	2	1	29
	教職員の対応	2	1	0	1	0	4	3	0	3	1	0	1	16
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	3	0	2	0	2	5	2	0	0	2	0	3	19
	子育て	1	1	4	0	1	1	0	0	2	0	0	1	11
	虐待	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	学習・進路	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3
	その他	3	9	2	0	1	2	2	0	1	1	1	0	22
	不明	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5
計		17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
R1	いじめ	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	4
	不登校	3	3	1	1	0	1	1	4	3	0	0	0	17
	心身の悩み	3	1	5	4	0	1	0	0	0	0	3	0	17
	交友関係	6	13	2	1	3	6	1	4	2	4	2	6	50
	教職員の対応	3	4	3	1	2	4	2	1	1	2	1	1	25
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	家族関係の悩み	0	7	1	0	2	3	0	4	0	1	1	0	19
	子育て	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3
	虐待	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	3
	学習・進路	0	4	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	8
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3
	その他	0	4	2	1	1	3	3	1	0	3	1	3	22
	不明	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	3
計		15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
R2	いじめ	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2	6
	不登校	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	7	0	12
	心身の悩み	2	0	2	1	0	5	2	1	1	4	3	1	22
	交友関係	2	0	5	4	0	3	7	9	13	1	5	1	50
	教職員の対応	2	0	1	3	0	2	2	2	1	1	2	0	16
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	3	2	3	3	0	1	2	4	2	4	3	1	28
	子育て	0	0	2	1	1	0	1	0	0	2	1	1	9
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	学習・進路	2	1	0	0	0	5	7	0	2	0	4	1	22
	性の悩み	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	その他機関の対応	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	その他	0	1	2	1	1	11	3	4	0	1	0	1	25
	不明	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	5
計		14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
平成30年度、令和元年度、令和2年度

(令和3年3月31日 現在)

■ 相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	実件数	17	27	15	4	13	18	12	6	14	17	6	12	161
	延件数	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695
R1	実件数	15	38	15	9	11	22	8	18	8	11	10	11	176
	延件数	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473
R2	実件数	14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
	延件数	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408

■ 相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	小学生	1	7	4	3	2	11	4	4	9	9	10	5	69
	中学生	0	9	2	4	2	10	2	1	2	0	1	4	37
	高校生	2	27	14	19	14	27	20	21	20	15	21	20	220
	大人	24	35	38	55	52	41	49	28	21	25	14	23	405
	不明	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	3	2	7
	計	27	79	58	81	70	89	75	54	52	50	49	54	738
R1	小学生	10	29	6	5	13	9	2	13	6	9	1	14	117
	中学生	6	3	7	10	14	4	3	3	0	1	10	6	67
	高校生	5	10	6	2	6	10	7	7	14	17	14	15	113
	大人	16	18	17	24	22	34	21	22	18	9	12	10	223
	不明	0	1	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	5
	計	37	61	36	41	55	59	35	45	38	36	37	45	525
R2	小学生	3	0	11	10	2	23	22	23	21	6	5	6	132
	中学生	1	3	5	4	1	3	5	1	0	0	2	4	29
	高校生	7	8	0	1	0	0	5	0	3	19	30	12	85
	大人	11	12	24	11	6	16	12	11	14	12	25	13	167
	不明	2	4	3	2	0	3	0	5	0	3	5	0	27
	計	24	27	43	28	9	45	44	40	38	40	67	35	440

■ 相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	電話	16	38	34	48	42	29	21	14	18	22	11	24	317
	電子メール	2	27	11	14	12	23	22	14	10	9	16	4	164
	面談	7	10	9	15	15	30	27	23	23	18	15	22	214
	計	25	75	54	77	69	82	70	51	51	49	42	50	695
R1	電話	29	27	19	29	26	38	24	21	24	25	18	27	307
	電子メール	4	6	0	3	13	6	5	1	3	1	13	6	61
	面談	1	18	8	3	8	12	4	18	11	8	4	9	104
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	計	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473
R2	電話	16	12	26	21	9	16	18	10	16	33	55	24	256
	電子メール	7	11	4	2	0	3	3	5	0	4	8	1	48
	面談	0	2	6	1	0	24	19	19	21	3	2	7	104
	計	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408

※相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

■ 相談内容

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H30	いじめ	0	0	0	0	0	2	0	3	0	3	1	0	9
	不登校	0	2	7	22	8	2	5	1	3	2	1	5	58
	心身の悩み	6	14	3	7	10	11	23	3	10	21	7	3	118
	交友関係	1	7	1	3	5	14	0	5	4	7	9	7	63
	教職員の対応	2	3	2	1	1	7	7	2	4	1	0	6	36
	学校の対応	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	家族関係の悩み	6	26	29	34	22	18	5	0	2	2	2	3	149
	子育て	2	3	6	1	3	2	1	2	2	0	0	1	23
	虐待	0	5	0	2	1	0	0	0	1	1	0	0	10
	学習・進路	1	1	0	7	11	23	17	33	21	8	1	1	124
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	1	2	9
	その他	4	12	2	1	8	3	12	2	1	2	18	21	86
	不明	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	5
計	25	74	54	78	69	82	70	51	51	49	42	50	695	
R1	いじめ	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1	5
	不登校	7	3	2	4	7	2	2	5	4	0	0	0	36
	心身の悩み	5	1	7	19	18	4	5	0	1	4	9	4	77
	交友関係	13	18	7	6	6	13	4	6	12	7	6	10	108
	教職員の対応	7	8	5	2	4	8	8	2	4	3	6	1	58
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	4	3	3	0	1	11
	家族関係の悩み	2	8	2	1	4	10	3	5	0	4	6	2	47
	子育て	0	1	0	0	2	5	1	2	0	0	0	0	11
	虐待	0	0	0	0	2	0	1	1	0	1	0	1	6
	学習・進路	0	4	1	0	2	6	1	3	2	6	5	7	37
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	0	0	0	1	3	5	0	1	1	11
	その他	0	7	3	2	2	6	5	8	5	6	2	14	60
	不明	0	1	0	0	0	2	2	1	0	0	0	0	6
計	34	52	27	35	47	56	33	40	38	34	35	42	473	
R2	いじめ	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2	6
	不登校	0	0	2	0	2	2	2	0	8	3	11	1	31
	心身の悩み	4	9	3	1	1	6	2	1	4	18	28	11	88
	交友関係	5	0	9	6	0	4	7	10	13	4	6	4	68
	教職員の対応	4	4	10	7	1	8	11	4	3	4	11	0	67
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	家族関係の悩み	5	7	4	5	1	3	2	4	3	4	3	1	42
	子育て	0	0	4	1	1	0	3	0	0	2	2	6	19
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
	学習・進路	2	2	1	2	0	5	10	2	4	0	4	1	33
	性の悩み	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	その他機関の対応	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	1	6
	その他	0	2	2	2	1	11	3	6	0	3	0	4	34
	不明	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	6
計	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408	

IV 申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第17条第2号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第8条、9条、10条、11条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例第17条第2号、施行規則第10条第2項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例第17条第2号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例第17条第3号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第18条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

令和2年度の救済申立てはありませんでした。

(2) 自己発意

令和2年度の自己発意案件はありませんでした。

V 広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在を周知し、子どもの権利への理解と相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

(1) 周知用カード、こころの鈴通信配布

令和2年度はカード及び通信(33頁～42頁参照)を子どもたちに配布しました(表10)。

配布時期	配布物	対象者
令和2年 4月	「こころの鈴通信」第18号 小学生版／中学生版 ※コロナ対応緊急号(例年は6月発行)	市内小学校・中学校・特別支援学校 全児童・生徒 約21,800枚
	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約31,400枚
8月	「こころの鈴通信」第19号 (小学生版／中高校生版) ※「子どもの権利ニュース」第10号との合併号	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,400枚
	「こころの鈴通信」第20号 (小学生版／中高校生版) ※「子どもの権利ニュース」第11号との合併号 ※高等学校13校は訪問時に持参	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,400枚
令和3年 1月	「こころの鈴通信」第21号 (小学生版／中高校生版)	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,400枚

表10：カード、通信の配布状況

(2) 児童館・児童センター訪問

児童館・児童センターや放課後児童クラブへ通う小学生の子どもたちに、子どもの権利に関することと相談室を周知する出前講座を行いました(表11)

小学生の保護者から相談につながることもありました。

No.	月日	曜日	場所	相談件数	相談人数	訪問者
1	9月23日	水	二子児童センター	20	20	室長・事務局2名
2	10月7日	水	今井児童センター	8	8	室長・事務局
3	10月14日	水	中山児童センター	8	10	室長・事務局
4	10月20日	火	寿児童センター	2	2	相談員1名・事務局
5	11月4日	水	島内児童センター	6	6	室長・事務局
6	11月12日	木	中山児童センター②	5	8	室長・事務局
7	11月18日	水	筑摩児童センター	4	4	相談員2名・事務局
8	11月25日	水	南部児童センター	2	3	相談員1名・事務局
9	12月9日	水	島立児童センター	9	9	室長・事務局
10	12月25日	金	島内児童センター②	8	8	室長・事務局
11	1月5日	水	旭町放課後児童クラブ	3	3	相談員1名・事務局
12	2月17日	木	南部児童センター②	1	1	室長・事務局
13	3月3日	木	今井児童センター②	3	3	室長・事務局
14	3月23日	水	岡田児童センター	2	2	相談員1名・事務局
合計			10館14回	81	87	相談室15名・事務局15名

表11：児童館・児童センター等 訪問日、訪問

(3) 校内放送

昨年度に引き続き、11月の人権月間（週間）及び松本子どもの権利の日（11月20日）に合わせて、市内小中学校全校で、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知するため、校内放送の実施と「こころの鈴通信」第20号の配布をしました。

校内放送は、各学校の状況に合わせ、3回に分けて、給食等の時間に行いました。また、原稿は放送委員等の児童生徒が読んで放送しました。

2 学校への広報・啓発

市内高等学校13校に室長が出向き、学校側と懇談して、子どもの権利に関する条例と相談室の周知を行うとともに、今後の連携について依頼をしました（表12）。

訪問時には、「こころの鈴通信」第20号と「こころの鈴カード」を持参し、配布と設置を依頼しました。

また、「第2次松本市子どもにやさしいまちづくり推進計画」の充実事業とされている、高校生への周知・啓発として、高校1年生を対象に「こころの鈴クリアファイル」（約3,000枚）の配布を依頼しました。

No.	訪問月日	曜日	学校名
1	11月17日	火	松本蟻ヶ崎高等学校
2	11月17日	火	松本深志高等学校
3	11月18日	水	松本美須々ヶ丘高等学校
4	11月19日	木	松本工業高等学校
5	11月19日	木	松商学園高等学校
6	11月20日	金	松本筑摩高等学校
7	11月24日	火	松本県ヶ丘高等学校
8	11月24日	火	エクセラン高等学校
9	11月25日	水	信濃むつみ高等学校
10	11月25日	水	松本秀峰中等教育学校
11	11月26日	木	松本国際高等学校
12	11月27日	金	梓川高等学校
13	12月2日	水	松本第一高等学校



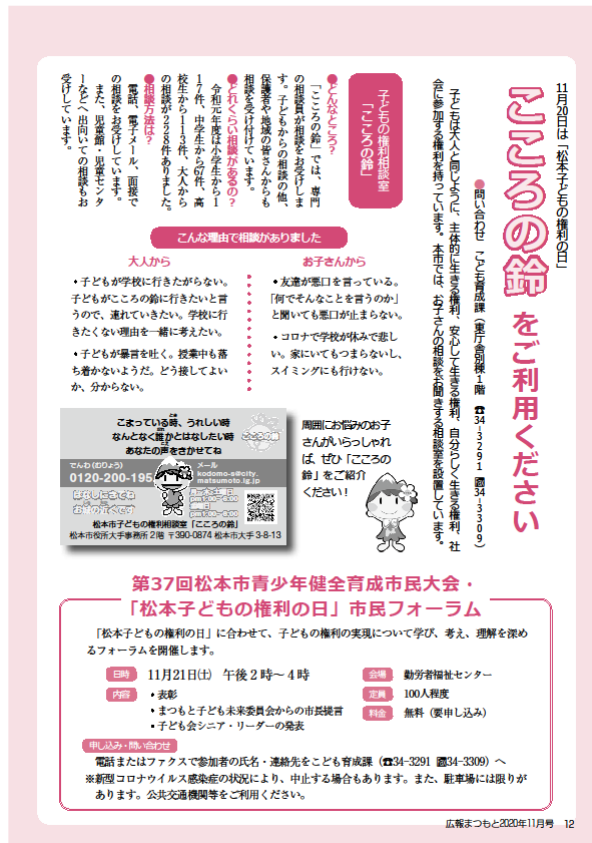
表12：高等学校への訪問

高校1年生を対象に配布したクリアファイル

3 市民（大人）への広報・啓発活動

市のホームページで「こころの鈴通信」等の広報を行いました。

また、「広報まつもと」11月号へ「こころの鈴」の特集を掲載し、相談活動について広く周知しました。



「広報まつもと」11月号「こころの鈴」特集

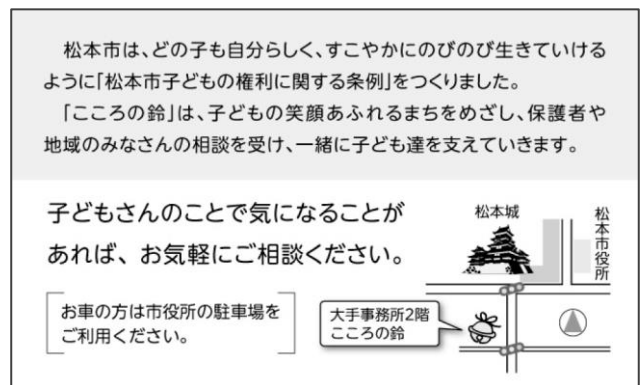
【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表



裏



■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配布にあたっての依頼文

○ 担任の先生宛

担任の先生方へ

「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カード
配布のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

新年度を迎え、小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の皆さまに、相談室周知用カードを配布させていただきます。

相談室周知用カードを配布するにあたり、先生方から子どもたちへ、以下のことをお話ししながらお渡しいただけましたら幸いです。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしていること
- どの子どもも愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができること
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は利用ができること

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「松本市子どもの権利に関する条例」の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え実現していく信頼し合えるパートナーとして、先生方と連携をしていけたらと願っています。

子どもたちの成長のため、子どもたちの心に届き、心に残るような「こころの鈴」のお知らせにご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-12
大手事務所 2階
電話：0263-36-2505（直通）

※1束40枚となっていますので、クラス人数に合わせて配布の調整をお願いいたします。

■ こころの鈴通信 (第 18 号～第 21 号)

○ 第 18 号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.18
小学生版
令和2年4月17日

にゅうがく しんきゅう
ご入学、ご進級おめでとうございます。

しんがつき はじ しがた かんせんしやう ひろ
新学期が始まったばかりですが、新型コロナウイルス感染症が広がらないよう
がっこう やすみ いたす じかん なが
に学校がお休みになりました。家で過ごす時間が長くなっているかと思ひます。
そのことで不安な気持ちになったり、困ったことがあつて話を聞いてもらいたい
とき、「こころの鈴」に電話してみませんか。どんな話でもいいですよ。
お待ちしています。



こんなとき **0120-200-195**

ひみつは守ります。
名前を言わなくてもいいよ。
一緒に考えます。



きょうだいげんかしちやつた



誰かと話したいな。



こわいよ! かなしいよ!

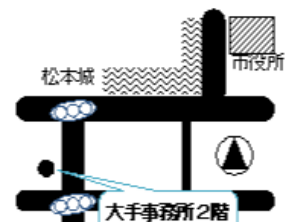


給食食べたいな! 友だちに会いたいな!

保護者のみなさんへ
子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

まつもとしこ けんりそつだんしつ すず ひみつ まち
松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』 ～秘密は守ります～

- 電話で相談 **0120-200-195** (無料)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階



○ 第 18 号「こころの鈴通信」(中学生版)

発行元: 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴 通信

No.18
中学生版
令和2年4月17日

ご入学、ご進級おめでとうございます。

新学期が始まったばかりですが、新型コロナウイルス感染症への対応で学校がお休みになりました。家で過ごす時間が長くなっているかと思います。そのことで不安な気持ちになったり、困ったことがあって話を聞いてもらいたいとき、「こころの鈴」にお電話してみませんか。どんな話でもいいですよ。お待ちしております。



こんなとき



0120-200-195

ひみつは守ります。
名前を言わなくてもいいよ。
一緒に考えます。



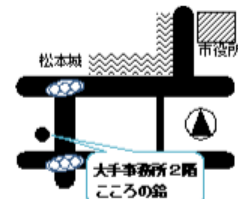
- 勉強遅れちゃうかな。
- 受験大丈夫かな。
- 友だちに会いたいな。
- 面白い本みつけた!
- 誰かと話したいな。
- 怒りっぽい気がする。
- やる気が出ないな。

どんな話でもいいですよ。



松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』 ~秘密は守ります~

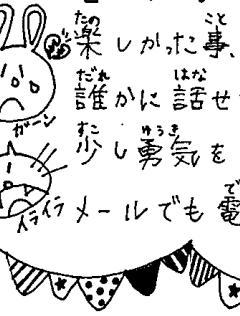
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- 受付時間 月~木・土曜日 午後1時~6時
金曜日 午後1時~8時
- 場 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2



こころの鈴通信

No.19
小学生版
令和2年8月

小学生の皆さん、こんにちは。新学期が始まりましたね。
新型コロナウイルスに感染しないように、いつもと違う
夏休みを過ごしたのではないかな。ゲーム、お菓子、お友達
色々な行事もなくなり、寂しいけれど
『自分だけじゃない』からね。



楽しかった事、悲しかった事、辛かった事、
誰かに話せているかな。困っている、何となく話したい時、
少し勇気を出して、「こころの鈴」に何でも話を聞かせてね。
メールでも電話でも、それから会ってでもお話しできるよ。

<p>あなたの心はいまどちら???</p>	<p>チクチクが大きくなっているような...</p> <p>うわーぞいあく! おいていびい もうびり ムリムリ くるしい こわいかなしい こおた</p>	<p>心のチクチクが自分で どうにもできなくなる前に こころの鈴に お話ししてね。</p>
-----------------------	--	---

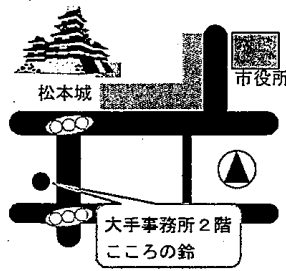
まつもとこ けんりそうだんしつ すず ひみつ まも
松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』 ~秘密は守ります~

●電話で相談 0120-200-195 (無料)

●会って相談 こころの鈴まで来てください。
来られない時は、お電話をください。

●受付時間 月~木・土曜日 午後1時~6時 / 金曜日 午後1時~8時

●場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階



こころの鈴通信

No.19
中高校生版
令和2年8月



すずちゃん

皆さん こんにちは。新学期が始まりましたね。
コロナウイルスに感染しないようにと、いつもと違う夏休みを
過ごしたのではないのでしょうか。色々な行事がなくなり、
寂しいけれど、「自分だけじゃない」からね。
今は皆で乗り越え、2学期も前向きにいきましょう。

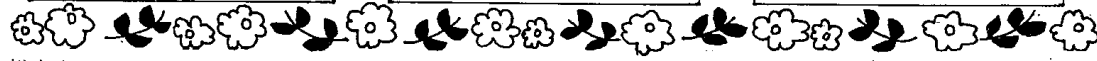
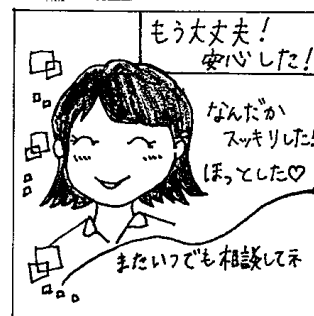
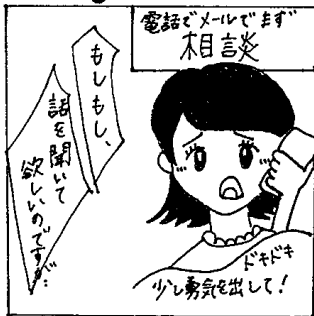


...最近...
「つらい」「悲しい」と
思うことがあたら...
少し勇気を出して
「こころの鈴」に
話を聴かせてね。

学校 仲間はずれやいじめ
先生の事、友だちの事
進路の事

家庭 家で辛い事、嫌な事
家族には話せない事
恋の悩み

**部活
習い事** 怒られること
先輩や先生、コーチの事



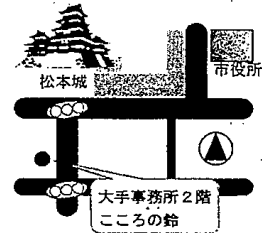
松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』

～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp



メールアドレスQRコード ⇒




○ 第 20 号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

No.20
小学生版
 令和2年11月

こころの鈴 通信



すずちゃん

じどう 児童のみなさんへ

「つらいな…」「かなしいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が守られていないことがあります。

すこし 勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。

ひみつ 秘密は必ず守ります。

たとえば、こんなことで悩んでいたら…

学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で…

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族口は話せないこと
- かなしいこと

習い事で…

- おこられること
- 先生や、コーチのこと

電話で・メールで・会って…

相談する

どんなことでも、まずは相談してみましょう。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力やお願いをします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

要請・意見表明

関係する機関などに改善を要請や意見表明をすることができます。

もう大丈夫！安心できたよ

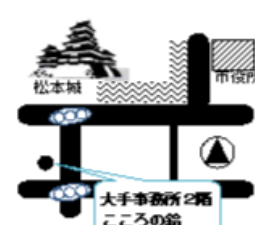
困ったことがあれば、また相談してください。

相談が終わっても、必要があれば見守ります。

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

子どものための相談室

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。



大手事務所2階
こころの鈴

希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。


「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 こども政策担当(TEL0263-34-3291) まで

○ 第20号「こころの鈴通信」(中高校生版)

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

No.20
中高校生版
 令和2年11月

こころの鈴通信



生徒のみなさんへ

「つらいな…」「悲しいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害されていることがあります。

少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみませんか。

自分のことでなくても大丈夫です。秘密は必ず守ります。

例えば、こんなことで悩んでいたら…

学校で

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家庭で

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族口は話せないこと

部活や習い事で

- 怒られること
- 先輩や先生、コーチのこと

電話で・メールで・会って…相談する

どんなことでも、まずは相談してみましょう。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼

解決に向けて必要な場合は、関係する人や機関に話を聞き、協力をお願いします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

要請・意見表明

関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。

もう大丈夫！安心できたよ

困ったことが出てきたら、また相談してください。

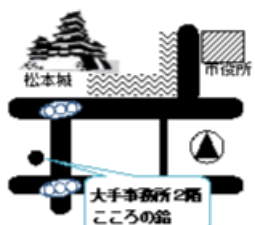
相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。

松本市では、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指すため、平成25年4月に『松本市子どもの権利に関する条例』をつくりました。子どもの権利相談室『こころの鈴』は、条例第15条により平成25年7月から開設しています。

子どものための相談室

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。



大手事務所2階
こころの鈴

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 こども部 こども育成課 こども政策担当(Tel.0263-34-3291) まで

○ 第21号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元: 松本市子ども権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.21
小学生版
令和3年1月

あけましておめでとございます。
 昨年しんねんから、新型しんがたコロナウイルスコロナウイルスによって生活いっせいかんに色々な変化へんげんがありましたね。
 それによって、悲かなしかったり、つらつらかったり、不ふ安あんだったり、不ふ安あんな気持ちきもちがあった
 と思います。
 そんな気持ちきもちを誰たれにも言いえずにモヤモヤしてはいませんか？
 そんな時は、こころの鈴すずにお話はなししてみませんか？気持ちきもちがすっきりするかもしれません。
 うれしい時ときも人ひとに話はなしすと喜びよろこびが倍ばいになりますよ。
 ぞうたん

◆ こんな相談がありました ◆



ともだち
友達ともだちから
無む視しされて
いる。

うんどうかい
運動会うんどうかいで
きて良よかっ
た。

まわりのおとな
まわりの大人まわりのおとな
が怒おこりっぽく
なった。

がく
学校がくに行いかれ
なくなっ
てしまっ
た。

おぼろ
同じクラスおぼろの
子こに持もち物ぶつを
かかくさされる。

いぬ
ペットいぬの犬いぬが
死しんでしまっ
た。

あま
給食あまが食くべ
られなく
なっ
てしまっ
た。

おとうさん
お母さんおとうさんが
怒おこって許ゆるし
てくれない。





こころの鈴通信

私わたしはどこどこにいるいるでしょう？探さがしてみてね。



保護者の皆さんへ



松本市子ども権利相談員 北川 和彦

こころの鈴には保護者の方からの相談が6割程度あります。
 こころの鈴は子どものための相談窓口ですが、保護者の皆さんの相談も受け
 付けています。
 不意ふい突然とつぜんや交友関係こうゆうかんけい、学校がっこうとの関係かんけいなど、その背景はいけいには、子育ての悩みや、家
 族かぞのストレスすたレスが関係かんけいしている場合ばいあひもあります。
 こころの鈴は子どもにとって何が最善さいぜんの道みちかを一緒に考えるところでは
 一緒に考えることによつて、保護者の方が次のステップを見つけていくこと
 を支援しえんしていきます。
 正月休みしょうげつやすみが明あけて、学校がっこうが始はじまると、また色々な悩みなやみが出てくるかもしれま
 せん。そんな時は子どもと話はなしを丁寧ていねいに聞いてください。
 それでもモヤモヤする時は、こころの鈴へお電話でんわください。

松本市子ども権利相談室『こころの鈴』

～秘密ひみつは守ります～

- 電話でんわで相談さつだん 0.120-200-195 (無料)
- 会あひって相談さつだん こころの鈴まで来てください。
- メールで相談さつだん kodomo@city.imatsumoto.lg.jp
- 受付時間うけつけじかん 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 場ば所しよ 松本市大手3-8-13 松本市役所大手番第2階

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 ことば専任相談員 ことば専任担当まで TEL. 0838-34-3291


○ 第21号「こころの鈴通信」(中高校生版)

発行元：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.21
中高校生版
令和3年1月

あけましておめでとうございます。
昨年から新型コロナウイルスの影響で、生活に様々な変化が訪れましたね。それによって、悲しかったり、つらかったり、不安だったり、色んな気持ちがあったと思います。そのよきな気持ちを誰にも言えずにモヤモヤしていませんか？
そんな時は、こころの鈴にお話ししてみませんか？お話しすることで、気持ちが軽くなるのが励みです。嬉しい時にも話すと喜びが増えますよ。もちろんそれ以外のお悩みでも大丈夫です。相談をお待ちしています。



◆ こんな相談がありました

部活の人間関係に疲れてしまった。

コロナウイルスにより部活の大会がなくなりシヨック。

学校の行かれなくなってしまった。

文化祭ができて良かった。

自分のことが嫌になりそう。

休校期間中に、どのように学習を進めていいかわからない。

検定に合格して嬉しかった。

友達と仲直りしたいが、どうしていいかわからない。



こころの鈴通信

メール相談をされる方へお願い

メール相談をされる方のスマートフォン、パソコン等が、迷惑メール対策等で、こころの鈴からのメール送信が拒否される設定になっている場合があります。

相談を受けて、返信メールを送っても拒否されてしまいお返事をお届けすることができません。

メール相談をしても、こころの鈴から返信がない場合は、ご自身の機器のメール受信の設定を確認のうえ、再度ご相談いただくか、勇気を出して0120-200-195までお電話を下さい。秘密は守ります。



保護者の皆さんへ

こころの鈴には保護者の方からの相談が6割程度あります。

こころの鈴は子どものための相談窓口ですが、保護者の皆さんの相談も受けています。

不登校や交友関係、学校との関係など、その背景には、子育ての悩みや、家族のストレスが関係している場合もあります。

こころの鈴は子どもにとって何が最善の道かを一緒に考えるところです。一緒に考えることによって、保護者の方が次のステップを見つけていくことを支援していきます。

正月休みが明けて、学校が始まると、また色々な悩みが出てくるかもしれません。そんな時は子どもの話を丁寧に聞いてください。

それでもモヤモヤする時は、こころの鈴へお電話ください。



松本市子どもの権利相談委員
北川和彦



松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」 ~秘密は守ります~
● 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
● 居 所 松本市大手8-8-13 松本市役所大手事務所2階
● 電話で相談 0120-200-195 (無料)
● 会って相談 こころの鈴までお越しいただくか、お電話をください。
● メールで相談 kodomo-s@city.matsunoto.lg.jp

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは、松本市役所 こども部 ことば相談課まで TEL:0208-94-0281

VI 研修・会議

1 研修について

子どもの権利擁護委員と相談員のスキルアップのため、研修会に参加し、また、相談室内で研修をしています。令和2年度は8回の研修に参加しました（表13）。

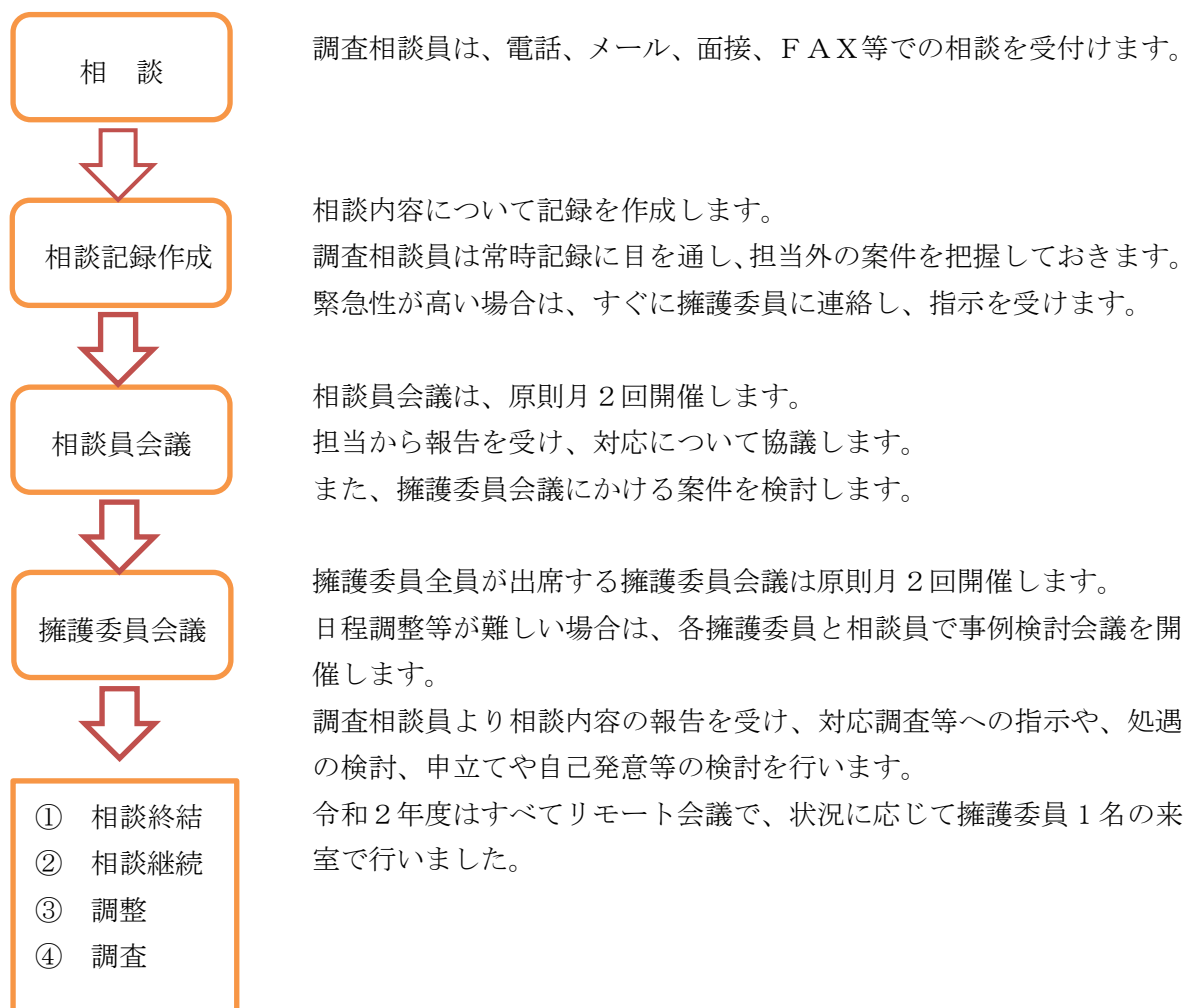
No.	月日	研修会	講師	参加者
1	9月17日	令和2年度 第2回松本市発達障害児相談支援研修会 (オンライン研修)	信州大学医学部 子どものこころの発達医学教室 教授 本田 秀夫 先生	こども部2名 相談員4名
2	10月2日	令和2年度 長野県中信子ども・若者サポートネット全体調 整会議(塩尻市保健福祉センター)	塩尻市家庭支援課 課長 植野 敦司 氏 塩尻市男女共同参画・若者サ ポート課 主事 宮川 慶悟 氏	こども育成課1 名 室長
3	10月7日	長野県精神保健福祉センター主催 ひきこもり支援関係者研修会 「ひきこもりでいいみたい」 (オンライン研修)	山梨県中北保健福祉事務所 精神保健福祉相談員 芦沢 茂喜 氏	室長
4	10月14日	松本市人権・男女共生課主催 人権研修会(性の多様性) 「多様性を認め自分らしく生きられる社会づく り～20人に1人はいるかもしれないLGBT～」	認定非営利活動法人 SHIP 代表 星野 慎二 氏	相談員1名
5	10月27日	令和2年度松本市特別支援教育コーディネ ーター連絡会研修(松本市勤労者福祉センター) 「保護者支援」	信州大学教職支援センター 教授 庄司 和史 先生	相談員2名
6	11月21日	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワ ーカー向け危機介入研修 「子どもたちの「死にたい」への対応 上級編 ー自殺のリスク評価と危機介入ー」 (オンライン研修)	NPO法人OVA代表理事 精神保健福祉士 伊藤 次郎 氏	相談員2名
7	12月24日	「若者の自傷行為をどう理解するか」 (オンライン研修)	NPO法人OVA認定コンサル タント 精神保健福祉士 社会福 祉士 高橋 英輔 氏	相談員4名
8	2月27日	まつもと震災支援ネット主催 「災害時に子どもたちの心を支えるために」 (オンライン研修)	宮城学院女子大学名誉教授 ケア宮城代表 畑山 みさこ 先生	相談員2名

表13：研修参加一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

事例検討会議は合計46回開催しました。内訳は擁護委員会議が20回、擁護委員事例検討会議が3回、相談員会議が23回開催です(表14)。

事例検討会議	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会議	0	2	2	2	1	2	2	2	2	1	2	2	20
擁護委員 事例検討会議	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
相談員会議	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	23

表14：月別会議開催状況

Ⅶ 子どもの権利相談室 こころの鈴 相談員からメッセージ

『令和2年の「こころの鈴」と私』

室長・調査相談員 田中 有規子

コロナウイルスに振り回された令和2年、学校が休校になり、あらゆる施設が休館になりました。そんな4月、私は子どもの権利相談室「こころの鈴」に着任しました。

密閉・密集・密接の3つの密を避けることから始まった令和2年は、私たちに少し立ち止まってものを考えることを教えてくれた年でもあったと思います。特に私自身にとっては大きな転機の年になりました。

「こころの鈴」の相談員として子どもたちや保護者の声に耳を傾けると、今の子どもたちを取り巻く空気を感じます。それは今までと少し変わってきたところもあるでしょうし、変わらないところもあるでしょう。でも、受けとる私の視点が変わったことにより、目の前の景色が全く違って見えるようになりました。

今、子どもたちはしあわせだろうか？大切にされているだろうか？気持ちや願いはちゃんと届いているだろうか？楽しく遊び自由な時間はあるだろうか？ほっとしてワクワク・ドキドキしているだろうか？失敗しても何度でもやり直すことができているだろうか？

そんな視線で社会を見回すと、おやおや・・・！？と思えることのなんと多いことでしょう。

また、怠け者の自分がずっとアップデートしていなかったいくつかのことに気づかされました。各種法律や政治経済、社会情勢や働き方、世界の動きや自分の住む街並み、そしてパソコン技能とスマホアプリなどなど。そこには、平成を、いやいや昭和をかなり引きずってしまっていた私がいきました。

こころの鈴での現実、私が今この瞬間、同じ社会空間にいることを突きつけてきます。自分に何ができるのだろうか。話をしてよかったと思ってくれたらだろうか。心の整理ができたらだろうか。こころの鈴を信頼してくれただらうか。毎日毎日内省しています。

子どもの権利相談室「こころの鈴」は相談者の声に耳を傾け、本人の自己成長力を信頼して、本人も気づいていない奥にある思いや、本当は自分自身の中にある答えをていねいに受け止めていくところです。ここは相談者中心の場ではありますが、相談員である私の心も耕してくれるところです。

「誠実に、謙虚に」これが令和2年に私が「こころの鈴」で培った大事な大事な心のありようです。

一生懸命生きている子どもたちと一緒に、子どもたちにとって一番良いことは何かを考え、また相談してみようと思ってもらえるような「こころの鈴」でありたいと願っています。



「相談員としての聴く力」

調査相談員 濱田 まなみ

こころの鈴の相談員となって5年が経過した。受けた相談は子どもと大人、延べ六百件を超えた。相談経験を重ねることが、自分の勉強であり、聴く力を磨くことだと思い毎日を過ごしてきた。

「すべてはその人の感情を大切に扱うことから始まる」という私のカウンセリングの師匠の言葉が相談員としての原点である。子どもたちの話には、悲しみや、怒りや、苦しさや、どうしていいかわからない混乱した気持ちなど、さまざまな感情がにじみ出てくる。その感情を感じ取りながら、思いを受け止め、その中心を言語化して返すことを繰り返していく。辛くてたまらないね。毎日毎日がやっとの思いで過ごしているのね。腹が立ってしかたないけど、我慢、我慢で過ごしているのね。そんな言葉を返すとき、しばらくの沈黙があることもある。心を澄まして、子どもたちの心の動きをずっと感じている。

沈黙に寄り添うのはなかなか難しいけれど、子どもたちのペースに合わせる。沈黙に負けてこちらから質問などしない。感情をしっかり受け止めていれば、沈黙こそ大切。子どもたちはしっかりと自分をみつめて答えを出していく。私は子どもたちの変化についていくだけ。

松本市子どもの権利に関する条例の第2章 第4条（1）に「かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること」と述べられている。主体的に成長していくことの支援を、私は相談のなかで実現したいと思ってきた。聴く力を深めることが実現への道だろうと。

聴く力はまだまだ未熟だけれど、子ども自身が自ら変化していく事例をいくつも見せてもらった。自ら解決の道を見出し、相談当初とは別人のような元気ではつらつとした人となる。また、自分らしく生きることが困難で躊躇していた子が、その困難を乗り越え自分らしく生きることを選んでいく。あるいは、周りの環境は変化しなくても、自分自身が強くなって、その環境を乗り越えていく姿である。

人間の可塑性の高さを、人は自ら変化していく力があるということを日々教えてもらった。相談員として助言、激励をしたくなることもあるが、それは相談者の為というより、相談員自らの気持ちを治めるためのような気がしてくる。

子どもたちは自ら主体的に解決する力を持っている。相談員が、批判、お説教、指導、助言などせず、子どもが自らを取り繕わないで「なんでも話せる」と思えるような関係がつけられること。そして、子どもが本音を話し、思いが受け止められると、脳が理性を取り戻し、物事を論理的に考えるようになり、問題を解決していく。その力を開花させる援助のできる相談員となるために、これからも聴く力を深めていきたい。すべてはその人の感情を大切に扱うことから始まる。



「子どもの心もちに触れるということ」

調査相談員 内川 光子

相談員になり、1年半になりました。この1年間の相談の中で、親御さんからの相談も数多く、親としての悩みに触れ、改めて子育ての難しさを感じています。

相談を聴くなかで、自分自身の子育てと照らし合わせ、胸が痛む時もあります。私には3人の子どもがいるのですが、一番悔やまれるのは、子どもの話を十分聴いてきたらどうかということです。仕事と家事に追われ、ゆとりのない生活で、我が子は、母親である私に話ができただろうか。話を聴いてくれない母と思っていたのではないかと。そんな母のことをどのように思っていたらどうかと、今更ながら悔いることがあります。この母の仕事は、保育という仕事なのですから、皮肉なものです。

保育士として思い出すのは、子どもの笑顔ばかりで、なんと幸せな時をもらっていたのかと思っています。子どもの気持ちに触れ、共感し泣いたり笑ったり怒ったり、子どもと共にの毎日でしたが、本当の子どもの気持ち（心もち）に触れていたのだろうかと思うと、これもまた自信がありません。

相談者の親御さんは「子どもの相談ですが」と前置きをしてお話をされますが、話を進めていくと、本当に子どもさんはそう思っているのだろうか。この問題解決は先走り過ぎていないだろうか。と思うこともあります。「子どもさんは何と言っていますか？」と聞くと、子どもの正直な声は聞こえてきません。親の一方的な感情や思いをぶつけてくることも多く、子どもの本当の気持ちは何なのか、と思います。

パソコンやスマホが出現してわからないことがあっても、瞬時に答えがでる今日ですが、子育ての答えはすぐにでない。子どもを信じて待つことの連続のような気がします。

親の焦りは募るばかりと思いますが、親子で迷い、悩む時間がもしかしたら大切な時間であると思っています。

親の気持ちと違う方向に向かっているけど、子どもの考えを信じてほしい。子どもが主体的に生きようとしている姿を見守ってほしいと思います。

「話をしても聞いてくれない。わかってくれない。」「お母さんは忙しいから。」「先生に相談したことが、周りに知られたらどうしよう」子どもは相談するにも躊躇しています。大人の態度をみて、本音を話さないでいることもあります。もっと云うと言葉に出せない、相談できないでいる子もいます。

子どもたちは「自分の気持ちを汲んでくれる人、心もちに触れてくれる人」を求めています。心もちに触れるということは、子どもの本当の気持ちを理解することでないかと思っています。相談員として子どもの心もちを受け止めることの大切さを改めて感じています。



「自分の気持ちを大切に」

調査相談員 瀬畑 美香

昨年の4月から調査相談員としてお話を聴く中で特に印象的だったのは、自分の気持ちを抑えて頑張り続けることで苦しんでいる子どもたちのことです。

親の気持ちに応えようと頑張りすぎて疲れている子。親の気持ちに応えられない自分を責めてしまう子。親に心配や迷惑をかけたくなくて自分の気持ちを伝えることができずにいる子。親に怒られたり嫌われたりしないよう常に気を張ってビクビクしている子。親の気持ちより自分の気持ちを優先することに罪悪感を抱いている子。どの子もみんな親からの評価を必要以上に気にして、親の気持ちに応えたり合わせたりすることに一生懸命で、自分の気持ちを大切にしていいたいと思えずに苦しんでいるように感じました。

子どもは親が好きだからこそ、親に認めてもらいたいと一生懸命頑張ってしまうのだと思います。子どもの気持ちと親の気持ちが一致していれば全く問題のないことですが、子どもが自分の気持ちを抑えて親の気持ちに合わせようと無理して頑張ってしまうのは、心や体の不調につながることもあり心配なことです。

一方、子どもが自分の気持ちを大切にすることはわがままと捉えられることも多く、自分の気持ちを率直に表現するのはとても難しいことだと思います。そして、たとえ親子であっても、子どもが大人に自分の気持ちを伝えるというのはハードルが高いことなのかもしれません。

しかし、子どもの気持ちも大人の気持ちも等しく価値があり、等しく尊重されるべきものです。人は誰でも自分の気持ちを表現する権利があります。子どもたちに、どんな時も自分の気持ちを抑え込まずに表現する勇気を持ってもらいたいですし、表現することを諦めないでもらいたいと願っています。自分の気持ちを大切にし、それを表現することは、主体的に生きる第一歩だと思います。

そのための支援として、子どもたちの気持ちを丁寧に聴き、自分の気持ちを大切にしてほしいと伝え、気持ちを表現する方法を一緒に考えていきたいです。そして、まずは相談員である自分自身が自他を尊重した率直な自己表現ができるよう意識していきたいと思っています。



参考資料

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 令和2年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

○松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができます。

よう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約など」といいます。）の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

（市やおとなの役割）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員（以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。）は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- （1） かけがえのない自分が大切に尊い存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
 - （2） 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめを受けずに安心して生きていくことができること。
 - （3） 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
 - （4） 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。
- 2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にしたい主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支

援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

- 2 擁護委員の定数は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。
- 5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

- （1）子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。
- （2）子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。
- （3）前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

（公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

- 2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。
- 3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

○松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

令和2年3月26日規則第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例（平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。）の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書(様式第1号)を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

(1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書(様式第2号)に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合

(2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合

(3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第3号)

により通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

- 2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者（以下「申立人など」といいます。）に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第4号）により通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書（様式第5号）により通知しなければなりません。

- 2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整（以下「調整」といいます。）をすることができます。
- 4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第6号）により通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

- 2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。
- 3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書（様式第7号）により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室（以下「相談室」という。）を松本市大手3丁目18番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、この限りではありません。

（子どもの権利相談員）

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1会計年度の範囲内とします。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

（会長及び副会長）

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（庶務）

第17条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年3月26日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。様式第1号（第7条関係）

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(宛先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齢 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所	年 月 日 _____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____	
4	他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無	
5	添付資料の有無 有(枚) ・ 無	
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 _____ 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由
備考

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打ち切りの通知
調査の一時中止又は打ち切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第10条関係)

様式第7号 (第11条関係)

◆ 令和2年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職名	氏名	期間	職業等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成25年7月17日～	弁護士
	平林 優子	平成27年7月17日～	大学教授
	石曾根 正勇	平成29年4月1日～	教育関係者
室長 調査相談員	田中 有規子	令和2年4月1日～	
調査相談員	濱田 まなみ	平成28年4月1日～	
	内川 光子	令和元年11月1日～	
	瀬畑 美香	令和2年4月1日～	

◆ 事務局

松本市こども部こども育成課 こども政策担当
 〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階
 電話：0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和2（2020）年度活動報告書

令和3年7月 発行

発行：松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2 階

電 話：0263-36-2505

F A X：0263-34-3183

メール：kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話：0120-200-195

